

令和6年第3回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和6年9月9日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

（1）宇野 武則 議員

（2）道法 知江 議員

（3）村上まゆ子 議員

令和6年9月9日開議

(令和6年9月9日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
1 0	大 川 弘 雄	出 席
1 1	道 法 知 江	出 席
1 2	吉 田 基	出 席
1 3	宇 野 武 則	出 席
1 4	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第２号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第１

議長（大川弘雄君） 日程第１、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和６年第３回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位１番、宇野武則議員の登壇を許します。

１３番（宇野武則君） それでは、令和６年第３回定例会一般質問を行います。

１点目として、市長の政治姿勢について伺います。

市長は、市職員として３１年、うち幹部職員として１０年をキャッチフレーズにして市長選に立候補され、多くの市民の支持を得て平成３０年１月当選されました。

公約として、住みやすさへの挑戦、元気な竹原市、私は生まれてよかった、住んでみたい、住んでよかった竹原市の実現に向け、今度は市のトップリーダーの立場で、国、県、近隣市町とのパイプを強め、市民の皆さんの声を聞きながら、竹原市の持つ資源を最大限生かし、元気な竹原市のまちづくりを推進していきます。人を活かす、地域を活かす、市民の声を活かす、歴史文化を活かす。重点事項として、魅力の発信、老朽化した公共施設の整備、農業の活性化、安心して暮らせる共生社会、教育文化の振興、行政機関の活性化。

市長の公約は市民との約束事であります。市長は既に在職６年余になります。市長は市長選公約についてどのように自己評価されておられるのか、御所見を伺います。

次に、市長は竹原市の代表であり、人事、予算編成、執行権は市長の専権事項と認識いたしております。市長は公約を実行できる唯一の立場にありますが、市長は人を活かす、市民の声を活かす姿勢が欠落されているのではないかと、市長の御所見を伺います。

市長就任後、財政健全化を優先的に取り組むと発表、財政改革の第一歩は公有財産の適正配置や職員の職務専念義務の指導等、市民に理解していただくことが優先と思います

が、市長は前市長と商工会議所会頭との覚書解消や職員人件費減額等強権姿勢が際立っているように見えるが、市長公約とは相当乖離があると思いますが、もっと堅実な政策推進に取り組むべきでは。市長の御所見を伺います。

先般、広島県内で将来の消滅自治体6市町が発表されたが、竹原市は毎回トップの位置につけられております。市民の失望感も大きいものがあります。市長は今後どのような姿勢で消滅自治体から脱するのか、御所見を伺います。

2点目として、ゆめタウン取得について伺います。

公共施設ゾーン調査特別委員会、本委員会は平成24年3月定例会で設置され、前委員会庁舎問題調査特別委員会を引き継ぎ、平成26年12月設置。委員会の開催経過の報告12回、今榮新市長就任後、既存事業を踏襲するとの方針の中で、商工会議所移転手法を含む市との覚書締結後において、福祉会館跡地の活用策である（仮称）まちおこしセンターの整備事業が交渉軸となることから、当該施設の目的、管理運営等をはじめ、今日までの交渉から見た施設の位置づけや当委員会で提言してきた公共施設ゾーン整備事業の在り方に鑑み、議論を展開してきた。

市長は、議会に設置された調査特別委員会と同時に前吉田市長、商工会議所山本会頭間で困難な交渉を経て平成29年8月に覚書が署名押印され締結されたものでありますが、覚書を白紙解消された市長の判断は独善的で、議会に設置の特別委員会をどのように認識されておられたのか。特に、行政、経済界トップの合意による覚書の公式文書は相当重いものがあると思いますが、改めて市長の御所見を伺います。

旧ゆめタウン跡地寄附については一部の方から議会の議決は不要との声もあるが、市長はどのような認識かお伺いいたします。

今回のゆめタウン跡地寄附については一般的、単純寄附ではなく、高額な解体費や提出資料には欠落の多い抜き工事が追加されており、自治法でも高額な予算が伴う場合、議会の議決を求めることが必要とされておりますが、市長はゆめタウン跡地寄附受納の場合、どちらを選択されるのか伺います。

本年8月1日開催の公共施設ゾーン調査特別委員会に出席された山岡管財人は、旧ゆめタウン寄附受納を本年9月を強調と記憶しているが、裁判所からは期限を定めることはありません。現在、市が提出の資料では、我々議員が賛否を判断することは非常に厳しいものがあります。市民、納税者に対し説明ができません。寄附受納の場合は、確定に近い事業計画、予算の提出はいつ頃提出されるのか、市長の御所見を伺います。

市長は高額な補助金を強調されているが、補助金も公金であります。人口減が進む中で、箱物の補助金申請については審査に厳しい縛りがあると思いますが、併せて市民の厳しい反対意見もあります。加えて、関係する住民への説明は全く行われておりません。市長は今後どのようなスケジュールで各問題に取り組まれるのか、御所見を伺います。

旧ゆめタウン寄附問題について本年6月定例会に提出され、資料、解体費は2億円で、私の一般質問後開催の特別委員会では2億5,000万円に増額。先般提出、令和5年12月20日資料では、A社は9,900万円、B社は解体工事1億7,500万円であります。追加工事として、くい抜き工事費は9,900万円であります。

本会議、特別委員会提出資料としては、議会軽視は批判を免れません。市長は行政トップとしてどのような認識で提唱を容認されたのか、御所見を伺います。

最後に、申し上げたとおり裁判所が破産管財人の任期を定めることはありません。ただ、管財人が早期解決を求めるのはそれなりの理由からであり、行政、議会ともに追認する理由はどこにもありません。市民には旧ゆめタウン取得問題は関心も高く、賛否両論もあり、我々議員も現実を直視して議論を深めるべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

以上、壇上での質問を終わりますが、答弁次第では自席で再質問を行います。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

私は、市長に就任後、本市のまちづくりの方向性を示した第6次総合計画を策定し、元気な竹原市の実現を目指した施策を推進しているところであります。

前期基本計画では、平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プラン及びたけはら元気プロジェクトを重点的に取り組む施策として設定し、災害からの早期復旧・復興への取組や本市の財産である人と地域資源を生かしたまちの個性や魅力の創出に取り組んでまいりました。

令和3年の市長選挙に当たり、私が進めてまいりたい取組として、豪雨災害からの復旧、再建、備えの強化、新型コロナウイルス対策、公共施設の整備促進、持続可能な行政経営の強化の4点を重点事項に掲げさせていただきました。

1点目の豪雨災害からの復旧、再建、備えの強化につきましては、二級河川本川河川改修事業や大王地区ポンプ場整備、雨水貯留池整備等の内水氾濫対策に取り組むなど、国、

県、市が連携し、本川水系の流域治水対策に取り組んでいるところであります。加えて、災害復旧事業の早期完成と東野地区での浸水対策事業をはじめ、雨水排水ポンプの増設、各地の河川、遊水地の浚渫事業などを進めており、市全体での防災・減災対策に取り組んでいるところであります。

2点目の新型コロナウイルス対策につきましては、市民の安心・安全な暮らしや健康を守るため、基本的な感染対策の周知を図るとともに、ワクチン接種の促進や医療機関に対する支援を行ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている世帯や経済活動への影響を受けた事業者を支えるための支援策を講じてまいりました。

3点目の公共施設の整備促進につきましては、本市での長年の課題であった市庁舎の移転について、国や県などの御協力により事業に着手することができ、来年1月から新庁舎での業務開始を予定しているところであります。また、移転後の市庁舎跡地につきましても、新たな複合施設の整備に向け昨年度から市民ワークショップ等を開催し、具体的な検討を進めるとともに、これまでも御説明させていただいておりますとおり、旧ゆめタウン竹原のエリアも含めた事業として、民間機能の誘導などにも取り組んでまいりたいと考えております。さらに、芸術文化施設として、今年度から本市名誉市民の今井政之氏を顕彰する施設整備の検討業務に着手したところであります。

4点目の持続可能な行政経営の強化につきましては、市民の利便性の向上を図る書かない窓口や、業務の効率化を図る文書管理システムの導入など、行政事務のデジタル化に取り組むとともに、新たな住民ニーズや行政課題に的確に対応していくため、事業の選択と集中を図るとともに、必要となる財源の確保にも努め、将来にわたり持続可能かつ安定的な財政運営を行うための取組を実施しているところであります。

こうした取組を進めるとともに、今年度からスタートいたしました後期基本計画において、新たに策定した竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略と一体的かつより積極的に取り組む中で、誰もが住みやすいと実感し、誇らしく思える、持続可能で魅力あるまちづくりを推進しているところであります。

まちづくりを進める上で、活かすまちづくりを私の政治姿勢としており、人を活かすについては、少子高齢化、人口減少が進む中においてはこれまで以上に人と人とのつながりや支え合いが重要になってくるものと認識しております。本市には多様な人材や団体が活躍しており、こうした方々の活動を支援するとともに、グローバル化の進展に対応し、界

とつながり、竹原を広く発信できる人材を育成する未来の人材育成推進事業や、女性が挑戦したい、活躍したいと思える環境をつくる女性のチャレンジ応援事業などの人材の育成に取り組んでいるところであります。

市民の声を活かすについては、地域課題や魅力づくりなどについて様々な意見を聞くことは、本市のまちづくりを推進していく上で大変重要な機会と捉えております。市民アンケートやワークショップを開催するなど、市民の方から広く意見をお聞きしながら各種施策に取り組んでいることに加え、これまで市政の推進に関する意見交換の場として、住民自治組織、市内企業、子育て世代などを対象としてまちづくりミーティングを実施し、自由闊達な意見交換を行ってきたところであり、今年度は地域交流センターを単位とする各地域や市内の高等学校等へ出向き、高齢者から若者まで幅広い年代層の皆様との意見交換を予定しており、現在9地域で実施いたしました。

商工会議所との覚書の解除による（仮称）まちおこしセンター事業の実施見送りや各種事務事業の見直し、職員の給与削減などにつきましては、平成30年の豪雨災害からの復旧・復興を最優先に行う必要があった中で市財政が極めて厳しい状況にあったことから、多くの皆様の御理解をいただきながら持続可能な行財政運営を行うために実施したものであり、堅実に取り組んできたものと考えております。

令和6年4月に人口戦略会議が公表した令和6年地方自治体持続可能性分析レポートにおいて、20代から30代の若年女性人口が2020年からの30年間で50%以上減少する自治体が消滅可能性自治体と位置づけられました。全国で744自治体が該当する中で、本市が当該自治体に含まれていることにつきましては非常に憂慮すべき状況であると考えております。

若年女性人口の減少や出生数の減少は、中・長期的には人口減少を加速させる要因となるため、東京圏から市内への移住を支援する移住就業支援事業や結婚を希望する人がその希望をかなえられる環境づくりを推進する若者の出会いの機会の創出を図る事業など、様々な施策に取り組んでいるところであります。また、昨年度改定した人口ビジョンの目指すべき将来の方向性として示した、雇用を確保し産業を活性化させることでにぎわいをつくる、竹原への新しい人の流れをつくる、結婚・出産の希望をかなえ子育てしやすい環境をつくる、多様な人々が関わり竹原の魅力、個性を磨き元気なまちをつくるといった施策を積極的に展開し、社会減や自然減の緩和を図り、地域ににぎわいと活力を創出することによって人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧ゆめタウンに関する御質問でございます。

まず、平成29年8月に竹原商工会議所と締結した覚書につきましては、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組むため、竹原商工会議所と十分協議し了承をいただいた上で、私の責任において解除させていただいたものであります。

次に、旧ゆめタウンに係る建物及び土地の寄附につきましては、議決対象となる寄附は寄附申込時に寄附者から何らかの条件が付され、寄附受納後、受納者がこの条件を履行しないときは寄附契約が解除され、受納者に寄附物件の返還義務が生じるようなものであり、単に寄附受納後に費用負担が発生することをもって議決の対象となるものではありません。今回の寄附につきましてはこうした条件は付されておらず、これを受納する際に議決は必要となりませんが、本市にとって大規模かつ重要な事業でもあることから、今後においても引き続き市民の皆様に施設整備の検討状況を御説明しながら進めてまいりたいと考えております。

確定的な事業計画や予算につきましては、既に機能配置の例示や上限的な金額はお示しておりますが、今回の施設整備に当たっては、将来にわたり様々な市民ニーズに幅広く対応できる利用しやすい施設とするため、設計、施工管理において民間ノウハウを最大限活用でき、かつ事業費の縮減にも寄与することができる官民連携手法による整備運営を目指しております。このため、本年度においては、整備エリアを確定するとともに、市民ワークショップやアンケート調査による市民ニーズの把握や民間事業者へのサウンディング調査を実施し、施設整備に求める本市の要求水準の検討を進めることとしております。来年度におきましては、こうした要求水準を民間事業者にお示しして、具体的な事業計画や事業費の提案を受ける予定としております。

今後のスケジュールにつきましては、現在事業エリアの確定に向けた取組として、旧ゆめタウンの取得について皆様に御説明をさせていただいており、破産管財人からの寄附の御提案を踏まえ、9月末までに結論を出していきたいと考えております。また、本年度においては、昨年度から引き続き市民ワークショップやアンケート調査を行い、市民意向を把握するとともに民間事業者へのサウンディング調査にも着手し、事業者の意向把握にも取り組みながら、中心市街地のビジョン策定や複合施設の整備方針、規模、整備手法、事業者の選定方法などを検討し、施設整備に向けた基本計画を策定する予定とし、さらに国庫補助金の確保に向けた都市再生整備計画の申請手続も現在進めているところであります。今後、令和7年度において事業者の公募と選定を進めるとともに、令和8年度以降に

既存施設の解体や複合施設の設計、施工を進めていく予定としております。

次に、旧ゆめタウンの解体費につきましては、過去に本市が公共積算ベースで積算し、解体工事を発注した同種構造の旧福祉会館の実績を基に約2億円と算定し、お示ししております。また、この事業費を踏まえ、今後の物価上昇や国庫補助金の配分枠の確保に対応するため、先般の特別委員会で御説明をさせていただいたとおり、都市再生整備計画上では2億5,000万円として計上したものであります。これに加えて、特別委員会に招致された破産管財人が取得された民間同士での取引となる見積書については、特別委員会から見積書を資料として提出するよう依頼があったことから、先方の御了解をいただき、参考としてその写しを提出したものであります。

破産管財人からの期限の提示につきましては、あくまでも破産管財人の業務は早期に破産法人の資産を整理し、債権者へ配当することであるため、既に破産開始から1年以上が経過し、旧店舗建物の処分が困難となる中で、将来の課題となり得る建物の残置を回避するとともに、破産手続を早期に完了させるために、このたびの寄附の申出をいただいたものであります。

こうしたことから、破産管財人においても本市特別委員会の要請に応え、委員会へ出席され、協議の進捗に御配慮いただいたところではありますが、本来の目的である早期配当を進めるため、裁判所から選任された破産管財人として9月末までの期限を明示されたものであり、本市といたしましても期限までに対応したいと考えているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 時間の関係で、2番目のゆめタウンの問題から入ります。

これは、地方自治法第96条第1項第9号の資料については、先般事務局長にお願いして全国議長会から頂いたものでありますが、議長会のこういう資料というものは左右両方あります。だから、どこを判断して採用するかは、市長であり、我々の判断であります。我々否決権がありますからね。そういうことであります。

地方自治法第96条第1項第9号、普通地方公共団体が負担付の寄附または贈与を受ける場合には議会の議決を得なければならないとされています。寄附または贈与を受ける際に普通地方公共団体が何らかの負担を伴う一定の条件が付され、その負担の内容によって地方公共団体の施策に影響を与えらると思われる損害を与えたりすることがあるため、あらかじめ議会において当該寄附または贈与を受けることについて、その条件等を調査、審議

し決定しようとする趣旨から議決事項とされたものであります。こういう判断ですね。これにいろいろ例が記されておりましたが、総合的に関わる問題でありますので、福山市の公有財産の取組について御紹介しておきます。

コロナ禍財源確保へ、遊休財産積極売却へ、事業実態見通しへ、市営住宅、幼稚園、保育所跡地ほか130件、入札など検討が64件、市が倉庫、駐車場39件、法人に福祉施設として貸付物件が27件、市が廃止した公共施設は売却が基本というものであります。

尾道市、今年の6年7月19日の新聞報道であります、市営駐車場料金引上げ、尾道市28日から。料金1時間300円、2時間600円、民間圧迫を避けるため。料金改定後も入庫から30分無料、30分を超えて1時間までが300円、その後は20分ごとに100円加算。改定は消費税増税に合わせた2019年以来。市は野外2か所、地下1か所235台分、駐車場料金収入は3,821万円、改定後は年2,000万円の増収を見込む、ということです。

こうして一生懸命取り組んでいるのですよね、各自治体は。

呉市の場合は補助金ミスがあったのですが、4,900万円負担増。解体工事で市教委手続ミス、国の交付金使えず。財源に充てる予定の交付金4,900万円が使えなくなった。本来なら交付決定後に結ぶべき契約を市教委が決定前に締結する手続ミス。今後20年間地方交付税で入ってくる見通しだった計5,700万円もなくなり、1億円余を想定外の一般財源と市債で補うことになった。文科省決定前に市内業者と約2億8,700万円で正式契約、うち4,900万円を国の学校施設環境改善交付金、文科省からは県教委を通じ決定前の事業着手契約のため認められない。新年度再申請の方法もあるが、児童は仮設の校舎に移っており、年1億3,000万円賃貸料が必要となるため再申請はしなかった。

こういう行政の機運を紹介したわけではありますが、本市はかなり、国内とっていいのか人口減少の中で公共資産を増やすような今政策を発表されておりますが、果たして市民がそれに納得できるのかどうか。ゆめタウンの跡地は民民間の問題で、市民は無関係であります。市長は管財人からの要請に唐突に寄附受納を発表、市民の強い疑問、不信感、批判が市内各地で湧き上がっております。私は市民の代表、代弁者として、あらゆる手段を駆使して市民の声にこたえてまいりたいと決心いたしております。

それでは、質問に入ります。

平成30年1月、市長選で初当選されたのであります。当時の市長さんの後援会長はど

なたで、どのような関係になられるのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 後援会長は私の縁戚に当たる方でありまして、過去からのお付き合いの中で、市内で事業も展開され、また竹原市へも従前、いわゆる親御さんへ当たる方が相当程度の寄附をされ、それで市民も恩恵を受けている方ということをもって、総合的に判断をしまして決定をしたところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） ゆめタウン管理会社は市長の身内と答弁されておりますが、どのような関係なのか、改めて伺います。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今のゆめタウンの、破産申告されましたけれども、その基となる会社の経営をされている方が私の縁戚になるという方でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 縁戚はいろいろなケースがあるわけですが、相当近い方だろうというふうに伺っておりますが、どのような関係か、改めてお伺いします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 先ほど申しておりますとおり縁戚に当たる方であり、どのような関係ということは、あくまでも縁戚関係にあるということでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） これは私のほうで、また後ほど。

それから、本年5月17日開催の市議会全協で市長は旧ゆめタウン寄附受納を表明されたが、管理会社が自己破産された理由と代表者の氏名、その他の関係者は何名か伺います。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、管理会社がなぜ破産したのかということでございますけれども、あの施設につきましては建設時が昭和40年代ということございまして、耐震化が今の基準を満たされていないという中でございまして、その耐震改修に当たりまして費用が不足しているということから、またその他の賃料等の中で破産をされたということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 私は、10月1日からアパマンションを借りるのに契約いたしました。初めて入る手付金が約50万円です。家賃は7万円であります。

その内容を見ますと、やっぱり保険とか、それから共益費とかその中へいろいろ入っているのですね。私が今聞いたのは、イズミさんもそういう手法を取っていれば確実に家賃はイズミから入ってくるわけだから、その積立てさえしておけば、将来を展望して破産することはないのよ、安定して入ってくるわけだから。それを聞いているのよ。それを、入ってくる金がどうなったのか、場合によってはそれを救済するような、納税者が救済する意味はないのよ。そこらを認識しているのかどうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 先ほども御説明させていただいたところでございますが、まず破産の理由等につきましては、運営会社につきましては民間の法人でございますので我々詳細については把握していない部分はございますけども、やはりイズミのほう事業運営をやめる際の理由として耐震化ができていないということから事業を終了するということでした。

それを受けまして、法人さんがいろいろあったのだろうとは思いますが破産されたということで、申し訳ございませんが、相手方は民間法人ということで、その詳細の部分については把握していないところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 我々はそのような理由で、答弁では理解できないのですね。

私は、これ建った折、大体どういう資金で建ったというのは建った時点で聞いているのですよ。普通なら、量販店だから2階、3階はもう何百人と毎日通るわけだから。それを運営するとしたら、その手当てというのはもう初年度からやっておかないといけないのですよ。皆、そうやってやっている、今紹介したように。その中へ家賃7万円だが、いろんなものが組み込まれて7万円になっている。それは最高裁の判例でもそうになっている。いろいろな事故の場合の保険とかというのは、その家賃の中に組み込まれて家賃は成り立っている。だから、あなたらは民間法人と言いながら、その民間法人をこれから取得しようというときに来ているのだから。おたくらも知らないことはない、知っていても言えないのよ。ということです。

それで、今この前ちょっと人口を調べさせてもらったのだが、令和2年度2万3,901人、512人減っている。3年度は2万3,389人、450人減っている。このペースはずっと変わらないのよ。今度、固定資産税は0円になるわけですが。

この前紹介したように、おおさわビル、私らも確認はしていないが、管財人が140万円払っているから、あそこの飲食店に200万円を買ってくださいと言って。おおさわビルはもう20年たつからね、閉店になってから。そういうケースとここを焦って買うケースと整合性が保てないのよ。同じ裁判所から指定された管財人が。だから、先ほど壇上でも言ったように、裁判所が期限を切ることは絶対ないのよ。私は広島へ行って弁護士2人いて、2人と食事しながら聞いたら、それはないと言うのよ。何で焦るかということよ。まだそらの近所には一切説明はしていないのでしょう。今日も朝、この近くへ行ったら、あれ何でやるのといって聞かれたのだが、我々議員は市民からいろいろ歩いていたら質問を受けるのよ。受けたら、このような漫画みたいな計画書で説明できないのよ。

だから、もうちょっと、市長が言うように市民の声とかいろいろ私が紹介したが、それを本当に実践するなら、こういう性急にバタバタバタバタいくらかかるやら分からない、どのような事業をやるのやら分からないようなものを何で早く議決しなければいけないの。我々は管財人の使用人ではないのですよ。もっと言ったら、管財人のやり方を知っているのよ、私も。知っているのだが管財人の名誉に関わるから言わないだけよ。もうちょっと市民にはそれなりの誠意を持った説明をしないとやっぱり納得はできないのです。

市民アンケート調査、これは私も目を通しましたが2,000通配布されたと。どのような内容、基準で配布されたのか分かりませんが、700通超返送されていると伺っております。このイズミ関係についてはほとんど触れておりませんね。全体計画はちょろっと触れておりましたが。ああいう文章でアンケートを取ってもほとんど効果はないと思いますよ。こういう重要なアンケートを取る折にはやっぱりしっかりした計画書と、こういう目的で取得するのですということ、中身をどうでしょうかという市民の意見を求めるならいいですよ、ばらばらばらばら小さい字でたくさん書いて、何をアンケート調査だ。やったというだけよ、これは。そういうしっかりしたアンケート調査をしたら700通ではないわ、2,000通近く返ってくるわ。これは物すごく興味があるのだから。あるいは、図書館をどうするのですか、市民館の施設はどういうふうにするのですかというような項目を分けて、市民が関心を持ったことをアンケート調査するなら理解できますよ。あのようなアンケート調査を配ったからといって誰もが分からない、我々も分からないの

に。その点について市長はどのようにお考えか、伺います。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、アンケートについてでございますけども、アンケートにつきましては、ただいま議員のほうから御紹介いただきましたとおり、2,000人の方に対して7月でございますが発送いたしまして、740部の今回収ができていているという状況でございます。

アンケートに当たりましては、確かに計画をしっかりとということでございますので、アンケートをお願いする際に、このエリアの複合施設の概要ということで1枚の資料をつけさせていただきまして、こういった機能を想定しているというものをつけさせていただいた上でアンケート調査をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、アンケートを選択いただく部分が多いということから、議員のほうも言われますとおり、なかなか字も小さいしという部分ではございましたけども、アンケートの中の自由筆記等を見ましたら、議員も言われますように非常に厳しい意見を書かれている方もございますけども、一方では期待されているという記載もあったところでございまして、アンケートについてはこれからしっかり分析をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 先ほども冒頭、福山の公共用地の、公共用地というのは1円も入らないですから、維持管理費だけがどんどん増えて、その福社会館の跡地が一番いい例ですよ。電気代、水代、それから雑草の草刈り代、年に2遍ぐらいやるのでしょうか。福山の市長は草刈り代でも浮くと言って、こういうことをやっていけばということを行っているのです。あれだけの都市が。私は前から言っているように、これからは福山が一番伸びる中核都市だろうというふうに思っておりますが。やっぱり取組方が違うのですよ。私がいつも言うように、ワンポイントで計画書を持って県や国へ行かないと、今榮市長は何しに来たのかなという声がちらほら聞こえてくるようになったのだが。それは、私は小坂隆の手法やなんかをずっとへりで見てきましたが、取組が違うのですよ。やっぱりこれやるのだといったら信念を持って、そこをぱんとやって、5つも6つもできるわけではないのだから、だらだらだらだら並べても現実には人口が減っていつているでしょう。歯止めがかからないのよ。何がかからないのかって、雇用の場がないから。今度道路がつくわ。企

業が道路がつくことによって、当時の市長はあそこを工業団地といって訴えたのよ。今は4社も5社もあそこを買っているのよ。道路というのはそれぐらい経済効果があるのよ。だから、福山市長なんかは、知事と会った折には皆、港湾とか道路とかということを要望している。竹原は極端に遅れた部分ですからね。特に、この前の大雨でも吉崎なんか朝早く電話があって、行ってみたらざぶざぶよ。排水能力がないから水が替えられないのよ。だから、その間はずっと市民は家の中へいなければいけない。そういう現実があるのですね。

ちょっと寄り道へ入ったが、特に市役所、市民館はもう来年2月には移転するわけですから、この取組なんかはまだ一切説明がないのですね。それで、今イズミの跡地ばかりクローズアップされているのですが。私はやり方がちぐはぐではないかと思うのですが、実際ここを手をつけなくても、ここを有効に活用すればもう全部入るのよ。ほとんど主力は向こうへ行くのだから。人口はどんどん減って、今後維持管理を伴うようなものを何で拡大しなければならないのか理解できない、私は。自然消滅自治体の肩を押すようなものよ、あなたらは。ここの跡地はどのようにされ、いつ頃から解体して更地にして計画書を出されるのか伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 今後のいわゆるスケジュールという部分でございますけども、今回の手法といたしまして、これまでと大きな違いがございます。今回、官民連携手法ということで皆さんにこれまでも説明させていただいているところでございますが、これまでの公共がやっている手法でございましたら、まず基本設計がありまして詳細設計、その後工事発注という流れになるかと思っておりますけども、今回は民間連携ということで、まずどういう施設をつくっていこうかということを現在市民ワークショップ、アンケート、またサウンディング調査ということでやっております、機能といたしましては、この中にはホール、図書館、子育て支援、地域交流センター、ギャラリー、広場等を予定しておりますけれども、それぞれの施設の機能をどういったものにしていくべきかというものを今調査させていただいております。

その後、要求水準書ということで、市としてこの程度のレベルのものをつくっていただきたいというものをまとめさせていただきました後に、事業者からそれぞれ提案をいただいて、どういったものをつくったほうがいいのかという提案をいただいて、それで内容を決めていくという流れでこの事業については取り組んでいるところでございます。

はっきりした内容のものが提示がということではございますけども、そういう流れで今回は取り組んでおりまして、実際に業者選定については令和7年度から8年度にかけてというスケジュール感になろうかと思ひまして、実際に業者のほうから提案が受けられるというのは7年度中というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 官民というのがよく分からないのですが、官は市役所の職員ということですか。

私は57年に議員になったのだが、当時から竹原の仕事はただで楽だといって評判なのよ。要するに、監督責任が伴わないというのか、大手に任せておけばそこへ放り投げ。当時は営業が中止になったから、市でも大手を中心に1,000者指名願を出していた。その中で、そういう評判がずっと絶えなかった。要するに、現場の管理能力がないのよ。だから、今回も私は井上君に、この庁舎の値上げをしてくるから、公的機関で値上げの申請の資料を出させよと言っていたのよ。しかし、何にも資料を出していないでしょう。下請名簿も出していない。元請2社と協力会社2社へ給料をあげたのかどうかよく分からないが、すっと通っているよね。下請も情報公開して、その後もらったのですが、私の福山のほうの会社の方も何社か入っておられたが。官民、官民と言ってもやっぱり職員の能力を高めなければ、これからはやっていけないのですよ。

私がつくりしたのは、今創建さんに貸している公園、あの公園で私はずっと20年ペンキを塗っていたのよ、竹原高校の女の子があそこでしゃべって帰るから、汽車待ちで。それ、課長はどう言ったかといったら、あれ公園ではないのですと言う。中尾、小坂政司さん、それから吉田市長、3代にわたってこの公園は私たちが管理しておりますよといって看板大きなのを上げていたのよ、公園といって。一課長が公園ではないと否定するような市だから、3代の市長が公園と認めて、私の後援会があそこを管理していた。年に2遍草刈りをやるのよ。孫やなんか30人ぐらい来てやってきたのよ。そういう経過があって、それを課長があれば公園ではないのですといって一刀両断だ。がつくりきたのよ。あまりにもね。3代の市長が公園と認定しているものを一課長がそういう発言をするのよ。育っていないのよ、職員が。

そういう基本的なものを、國川部長でもそうでしょう。創建のところの駐車場を貸す契約書が市長印が白紙だ。本来なら情報公開請求でもらった資料だから公文書よ。原本が判

を押しているのですといって私のところへ持ってきたが、その前に手続ミスですという断りをするのが当たり前よ。原本やなんかは後から押すこともできるでしょう。本来は無効なのだ、あの契約書は。貸す側の市長印がないのだから、白紙だから。そういうことは最近至るところへ出てきているのよ。

だから、もうちょっと腰を落ち着けて、私はここで質問したからといって、職員へ、下へ下りてまでぐずぐず言ったことはないのだから。あれはこうだ、あれはこうだと言ってお互いに理解できるような話しかししないのよ、私は。そういう生き方しか知らないのだから、私は。だから、市長に対しては是々非々の姿勢を貫くといって2, 0 0 0枚のはがきでも書いたのよ。書いたことを私は守るのよ。だから、この問題は、市長、顧問弁護士がいるのですから、事前に顧問弁護士と何か協議されたのですか、その点について伺ってまいります。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

すみません、答弁調整のため休憩させてください。

今のは、イズミに対してですか。

（13番宇野武則君「そうです」と呼ぶ）

続けます。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 旧ゆめタウンの寄附受納につきましては、地方自治法におけます逐条解説という法解説がございますが、こちらも参考にしながら、また弁護士のほうとも相談しながら対応したところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 弁護士と協議する場合に誰か随行人がいたのか。県へ行っても皆課長さんと話をする折にはメモ書きを取るのですがね。今そういうふうになっているのよ、記録を取れと。弁護士さんのやつを、弁護士さんとやり取りだから緊張した部分もあるのですが、記録は残されているのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 弁護士の相談につきましては、面談によるものあるいは電話等によるものいろいろございますけども、まず面談等につきましては担当職員と、またもう一人部長、課長なりが同席しながら相談させていただいております。

また、記録につきましても残っているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 再三申し上げますが、破産管財人は裁判所から期限を定めることは決していないのです。ないのに9月末までということはどうしても理解できないのです。私と平井君が弁護士のところに行って同じお話を意見交換して聞いてまいったのですが、2人の弁護士は定めることは決していない。おおさわビルもそうですよ。ここへ3年、5年、10年待ってあげてこわれる建物ではない。人が通るのに2階以上は耐震不足が指摘された。しかし、実際は県庁を見ればよく分かるように、建て替えなくても耐震不足というのはすぐ解消できるのよ。できなかったのがどうしてかなということをずっと私は考えているのですが。破産管財人が資産を整理し、債権者へ配当することとされているが、債権者とは誰になるのかと伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらについては、弁護士さんから聞いている情報ということではございますけども、土地のほうは法人でないということで土地のほうをお借りしておりますので、そちらの土地所有者に対する賃料と、またこれまで中で営業されていた旧ゆめタウンさん、こちらに対する債権ということでお伺いしているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 破産から1年、旧店舗の処分が困難となるため、将来の課題となり得る建物の残置を回避し破産手続を早期完成しとあるが、自己破産の原因はどこにあるのか、高額賃貸料はどこに消えたのかと思うのです。私の情報では月数百万円ということでありましたが、普通の健全な会社だったら3割とか4割とか、40年後には必ず大型店舗なんかは改修が来ますからね。それ以前に来るやら分からない。だから、ずっと本来は積み立てるのですよ。積み立ててから50年、60年たったら建て替えがあるのだから。そういうことをこの管理会社は全くやっていないということだろうと思うのですが、いろいろ話は入ってきておりますが、個人個人の名誉のことでもありますからこの場では控えませんが、実際は正常な自己破産ではないというふうに私は認識しているのですよ。

だから、問題は市長の後援会長が関係しているのでしょう。市民はそこらを不審に思っ
て見ているのですよ。恐らく全国でこういうケースはないと思うのです。これは濃い親戚であるし、それから後援会長という立場で市長選の選挙を仕切る立場ですからね。それは

利益供与に当たるのではないかという指摘を受けても弁解の余地はないと思う。恐らく県下でもこんなことをやっている市長はいないと思う。

私はあまり軽率に走ったなというふうに思うのですが、その点市長はどのようにお考えか伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 後援会長であったというふうに、あえて説明させていただきますけれども、いずれにいたしましても今回の件というのは破産管財人からの申出によって竹原市行政に対して提案があったということでございます。先ほど来、私との縁戚関係の下にこの話が進んでいるというふうに誤解を受けないためにも私のほうからも説明させていただきたいと思いますが、特別委員会の中でも破産管財人のほうから改めてそのことについては皆様への説明もさせていただいているというふうに思っております。

竹原市の公共施設ゾーンの再整備に当たってエリア全体を決めていく過程の中で、その申出に対してどうすべきかと、そういう議論の中で一体的ないわゆる民間施設と相まった官民連携手法による事業推進、これが必要と考えた上で総合的な判断の中で決定して進めているところでございますので、その旨御理解をいただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 私はこれ、竹本功氏が三男か四男ですね、竹本家の10人のうちの、この方が当時の社長ですよ。そのときに、資金で建ったのだというのは、当時から話は聞いていたのです。それで、資金が入って、若干足したのかどうか内容はよく分からないけど、資金で建ったという話は当初から伺っております。

いろいろ近所とのトラブルもあったのですが、まあ建ったのだ。建って、あの方が亡くなられて10年以上になるのですか。この敷金というのは、やめたイズミの親玉はゆめタウンでしょうから、そのゆめタウンに——敷金というのは預り金ですよ——返還しなくてはならない。そのためには、その敷金を使ったわけだから、当然家賃、賃貸料から積立てしなければいけない。恐らく、この3億円と言われているのですが、3億円の敷金は全て問題なく解決したというふうに弁護士かどこかから聞いたことはありますか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 現在の破産整理の状況ではございますけれども、こちらにつきましては弁護士さんのほうから詳しい情報はいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 肝腎なことですからね。弁護士も9月にわあわあわあ言いながら肝腎なことは説明しないということは、説明されているのでしょうか。されていないのかどうか。これはどっちにしても、このまま済まないわけだから。いろいろな法的な問題もあるし、市長に対する政治手法で対抗することもあるし、その前には物は皆明らかになってくるのよ。だから、議会だからいろいろなことを、知っていることは全て公にして理解を得るほうがいいのよ。何も分からずに賛成、賛成と私は言わないからね、市長の追認機関ではないから。

だから、こういう問題はやっぱりぴしゃっとやっております。後から、ほかから裁判沙汰になってきたりすると——当事者同士はそういう裁判ができますから——それが返還されているのかどうかというのはかなり重要な問題ですからね。破産管財人はそれぐらいのことは解決している、あるいはそのまま残っているというぐらいの返事は聞かないといけないのではないですか、再度伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） すみません、説明がしっかりできていなかったところでございまして、申し訳ありません。

まず、破産整理ということで言葉を使わせていただきましたけども、破産の整理については、その一案として現在竹原市のほうに旧ゆめタウンの建物のほうを土地も含めて寄附申出があったということでございまして、現在整理している段階だというふうには認識しているところでございます。

現在、先ほど敷金とかいろいろ議員のほうから例示がありましたけども、そういった部分の詳細についてはどうしても法人の内容でございまして市については把握していないところでございますが、現在そういう申出があったということで整理中という段階だと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 整理はいつまでかかるのですか。整理が解決するまで、9月を過ぎたらどうなるの。慌てて買うことはないじゃない。ましてや、このようなものをこそこそこそ補正だの小汚いことでやることではないのよ。本当にやる気があるのなら、正々堂々と予算で出せばいいのよ、当初予算で。何、管財人なんかの言うことを聞かない

といけないの。納税者の意向のほうが先なのよ。苦しい中でもちびちびちび税金を払っているのだから。何億円単位でこれ動くのだ、あそこだけで。ましてやあれが、今管財人らが出している解体費なんかでもできなかったらどうするのよ。この問題は、後からトラブルが発生して裁判沙汰になるようなことはあってはいけないのよ。あったら市長が巻き込まれるのよ、これは。そういうことを確認せずに取得したといって、市長のミスになるのよ。

私も昭和40年に広島県の金融業の許可を受けて60年までやったのよ、宇野商事という名前だね。そうしていた理由は、43年に弁護士法が改正になって、中身が非常に大幅に改正されるということでやったから、いろいろな経験を私もしているのよ。しかし、私はほとんど裁判沙汰になったことはないのよ。お互いに、なぜそうなるかといったら、請求するほうを抑えて被害者のほうを上げると、このバランスを取ったらなかなかめめないのよ。だから、こういうもめごとというのは早く芽を摘んでおかないと、後からこうでした、ああでしたというようなことでまた議会へ持ってこられたら困るのよ。必ずこの問題は議会を通さないとできないのだから。賛成派が多いのか、反対が多いのかよく分からないが、市民は物すごく注視しているのよ。だから我々は文書を出すのよ、どっちにしても。

それに、私が一番気になっているのは、アスベストやなんかはほとんどないような話でしたが、実際は特別委員会のほうと理事者側の出す案をすり合わせて予算を出して、もしこれがアスベストなんかがあって大幅に予算が増額になったら、その後もまた議会へ増額認定の議案を出されても困るのよ。部長以上、賛成した議員が50%ずつ歳費を負担して補填するのだといっていえばいいわ、そうはしないだろう。私はその責任問題が気にかかっているのよ。これだけ問題がありながら、出した予算が1億円、2億円増額になった、はいそうですかというようなことはできないのよ。誰かが責任を取らないといけないよ、その折には。そういう決断があるのかどうか伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、議員のほうからいろいろとお話ございましたけれども、まず破産管財人さんの件につきましては、昨年の3月頃から破産に関わる手続等を進められ、当然破産管財人とすれば債権者に対していろんな形の資産というものを配当としてできるだけ多くのものを配当するという前提で取り組まれてきておられます。その中で、旧イズミにつきましても何らかの形でそういう資産の売却とか跡地の開発等を含めてい

ろんな手を尽くされた中で、結局はそういう手が挙げなかったということで現時点に至っているというところでございますし、また1年を経過して、今の段階で1年半大方かかっていると思いますけれども、先ほど裁判所のほうは期限を切ることはないというお話をされましたけれども、この破産管財人は、当然裁判所のほうの一定の意向に基づいて破産整理を進められているという中で、先般、前々回の特別委員会において破産管財人さんがおっしゃられたと思いますけれども、今月末までしか待てないという、早期に破産の整理を進めていくという中で、今月までしか待てませんよという話はお聞きになられているところのそのとおりでございまして、我々とすればその期限も踏まえる中で、この旧イズミのところについての寄附の申出は、今後ずっとこの旧イズミがもしこの寄附を受けない状態でそのままになれば残置されてしまって所有者もいない、誰も責任が取れない状況でずっと長く残っていくということにもなりますので、そういったことも回避するというところでその寄附を受けさせていただきたいということで今進めさせていただいているところでございますし、また我々とすればおっしゃられるとおり、裁判沙汰になるようなことは当然、きちっと法的な問題もクリアしながら対応していきたいと思っておりますし、今後もそういう適切な方法の中で市民の皆さんの御理解もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 私も、裁判は弁護士さんがずっと50年も同じ弁護士がおりますので、電話1本でいろいろ話は通じるのよ。それで、裁判所がこうだ、ああだと言わないのよ。管財人の意向なのよ。思い。何かといったら、そこまでに管財人が処理すれば報酬に関わってくるのよ、報酬に。それは聞いているのよ、私も。だから、そういうことで、竹原市が何も全体像は、私らはあれだけで説明はつきませんからね、市民に。歩いていたら市民が聞くのよ。聞いても責任ある説明ができないのよ。あなたらもできるか。よその漫画を描いているだけ。写真も皆そうよ。予算なんか何もなくて、こういう施設をつくって何平米で、予算はいくらです、収容人口はいくらですというような説明書はひとつもない。あれを見て分かるような議員さんがいたら素晴らしいと思うのだが、私は分からない。

だから、あなたらは管財人が9月、9月と言っているが、それは管財人の意向よ。それで、誰にどうするのかそれさえよく分からない、肝腎なことになったら民間の企業ですからというような抜けたような答弁をするのですが、そういうことは恐らく市長の大きな汚

点になると思いますよ。それは市民は厳しい生活をしているのですから。それで、もう70億円、80億円という発表があつて、その折にはイズミはまだ入っていなかった。私は昔から、向こうへ移転したら市民館跡地を2階建てに、駐車場にして上を公用車にすれば、公用車はそうばたばた使わないのよ、下を駐車場にして市民館や図書館の利用する人が使えばいいというような思いでずっと来たのよ。しかし、何をたまげたのか知らないが、ずっと、たったこの間まで使っていたイズミの駐車場を借りてから。そんな無駄遣いでも何十万円か何万円か知らないが、することないではないか、2月にはあっちへ行くのだから。あなたら、既存の事実を作っているのだろうが、そうやって。腹黒くやっているのだろうが。そういうことを、皆市民は見ているのよ。こっち、今度はがらがらだから、通勤者が置いている。そのようなちぐはぐなことをしているのよ。

今も尾道の駐車場なんか紹介しましたが、皆必死よ。府中やなんかはもう3年ぐらい先には基金が枯渇するといつてこの間も載っていたがね。それは竹原も間違いなし、今財政調整基金がどうだこうだといつて言っているが、もうどんどんどん人口が減って高齢化率も高くなって、国からの交付金が少なくなる、県も少なくなる、厳しくなり出したらすぐなくなるのよ。しかし、今やっている事業は市長はやめられないのよ。やめたら物すごい批判が来るからね。

こんな子育て何やらといつてこの計画書の中にも入れているが、市長、ふれあい館もある、たけのここども園もある、中央こども園もある、小学校もある。この前も言ったように、中央こども園なんか30人減ったのよ。10年先には駄目ですと言っている。そういう市民の中にずっと歴史を刻んだ中央こども園なんか、古い古い歴史がある幼稚園だった、保育所か。今こども園になっているがね。それが、そういう認識を持っているのですよ。だから、そこらへ座っている人は、もうちょっと緊張感を持って議員とけんけんごうごうとやり合って、それならよかろうというぐらいまでの議論を高めなければ。訳も分からない、賛成、賛成と私はとても言わないのよ、市民に申し訳ないからね。そういう点を強く申し上げておきます。

私は、後段の部分ですが、2点目の。私は、何で市長が単独で、この経済界と行政のトップが結んだ覚書を市長が一方的に解消したのかなという疑問がずっとあつて、私はいろんな角度から考えて。しかし、その折に、やっぱり結論的にはこの解消する前に会頭と市長がビルの寄附を表明されたのではないですか。そうしたら問題は払拭するのよ。そうしなければ、3月29日に会頭がぼんと発表して、5月19日に3,000万円の寄附まで

発表したのよ。議会へ出されたのはその半年後よね。私だったら蹴るのよ、本当は。議会というのは市民に負託されているのだから。何でもかんでもはいはいはいはいというわけにはいかないのよ。私はそういうふうに解いていったら、事前に会頭も会員の批判があったから特別委員会を設置したのよ。しかし、あの代替地を見たら、3点、大広苑の跡と拘置所の跡、それから創建ホーム。あれを会員さんが比較してどうですかと言ったら、それはあそこを見るわ、すぐ入れるから。私はそういうからくりがあったのだろうなという判断に至ったら、ずっと疑問に思っていたのが解消されたのよ。

市長、議会の皆さんにさっと理解してもらえるのかどうかよく分かりませんが、こういう問題は議会からの厳しい議論があっても皆オープンにして、議会の議決が半年も後にするようなざまをくれるようなことはやらないほうがいいのよ。正々堂々と出すものを出して。だから、私は、簡保のときでもそうでしょう、中国新聞が取材に行って、1か月前に、それは違うぞといって。名義変更したら市長に報告するのが一番先だといって社長に言ったのよ。そういうふうになんて筋道を通しておかなければ呉市みたいになるのよ。契約行為が工事着工だという国の判断よ。それを県を通じて呉市、そういうことで補助金を切られたのよ。国の補助金というのはもっともっと厳しいからね。

だから、下水道でも市長、池田代議士が、宇野さん、5年放っておいたらこの計画書を国が採択しているわ、自然消滅になるからといって、私は慌てて5年度に竹原工業を交渉したのよ。あれは丸山社長だった。土地を売買する折には社長が代わっていたがね。竹原工業は全面的に応援するのだから、市が予算、勝手に評価したので結構ですということであのままいったのよ。そういうふうにして、いろいろな問題は厳しいが、腹を割ってお互いに話をすれば分からないことはないのよ。それが私が言う是々非々なのよ。悪いと思ったら徹底的に議論するし、いいと思ったら賛成するのよ。

それは、316でも、あれは私一人が反対したのだが、駅前の。広島歩行者天国が中止した年にやったのよ。当時の藤野さんが3遍も4遍も私のところへ来て、できることは何でもするから、宇野さん賛成してくれと言って。一人でもそういうことをやったのよ、行政というものは。その議論の中身によりますよ。だから、私は青空市場で、あそこへ316は毎日市民も買物に来るものがないから青物市場をやいなさい、それから公営駐車場をつくりなさい、当時は電源三法交付金もあったのよ。6,000万円でできるのだったのよ。そういう提案をして私は賛成したのよ。

だから、どっちにしても、行政も議会も市民の代表だから、市民のために働いているの

だから、難しいなと思っても、前もって前もって提言してお互いに信頼できるような事業なり予算なりを出さないといけないと思いますよ。最後に市長、どうですかその辺。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 行政の政策を進める上で、過去の事例を交えながら議員のほうからお話でしたが、当然議会と理事者が最終的な提案に基づく議決を得るためにはいろんな議論を進めていかなければいけないというふうに思っております。

今般のケースにつきましては、昨年度からの流れ、もっと言えばもっと前からの流れもございしますが、いわゆる寄附受納または用地の取得またはいわゆる整備エリアの検討を進める中で、議会に対してもこの間、特別委員会を含めて説明させていただいているところであります。

先ほど副市長も申し上げましたとおり、行政の手続として法律上の瑕疵がないように、しっかりとした準備を進めながら皆様への御提案または市民への説明、また事業の推進を図ってまいる所存でございますので、何とぞ御理解いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

（１３番宇野武則君「以上で終わります」と呼ぶ）

議長（大川弘雄君） 以上をもって１３番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時２８分 休憩

午後 １時００分 再開

〔議長交代〕

副議長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位２番、道法知江議員の登壇を許します。

１１番（道法知江君） 皆様こんにちは。令和６年第３回一般質問を行います。公明党の道法知江です。どうぞよろしくお願いいたします。

１、認知症の人に寄り添った地域社会の構築について。

厚生労働省の研究班は、６５歳以上の高齢者数がピークを迎える２０４０年には認知症になる人が約５８４万人に上ると推計結果を発表しました。さらに、認知症の前段階である軽度認知障害、ＭＣＩの人は約６１２万人になることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。また、今後独り

暮らしの認知症の方が増加すると見込まれる中、社会的孤立が大きな問題、課題となっています。

今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の方の尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すことが明記されています。

そこで、以下の点をお聞きいたします。

認知症に関する知識及び理解を深める取組の推進。

行政が軸となって小中学校の児童生徒、地域の企業、経済団体や自治会などと連携して認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症観を定着させる啓発資料の作成配布など、理解を深める取組を強化すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

②認知症の人の尊厳ある暮らしを守るケア技法であるユマニチュードの普及について。

先日、認知症の人に寄り添うケア技術、ユマニチュードを勉強しました。ユマニチュードとは、フランス発祥の認知症ケア技法で、相手にあなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法です。介護の現場では、一生懸命にケアしても相手から拒否されたり、暴言を受けたりすることがあります。大切に思っている感情を胸に秘めているだけでは通じません。相手が理解できるように表現する技術がユマニチュードです。これを身につけると変化が生まれます。国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理状況が15%ほど改善され、ケアする側の負担も20%軽減したとの有効性が確認されています。

発祥の地フランスでは、離職したり欠勤する職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬を9割近く減らしたという報告もあります。この技法を導入した福岡市では、2016年度、家族介護や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験をしました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担も軽くなり、効果が見られたことから、18年度に市は町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に行いました。対象は、家族介護や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたりました。講座を受けた市民から、もっと早く知っていればよかった、介護をする人たちに伝えたいとの声が寄せられ、地域住民や子供たちに認知症とユマニチュードの基礎を教える地域リーダーが誕生し、この取組を継続的に実施するため、市は福祉局の中にユマニチュード推進部を設置しました。ケア相手と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながるユマニチュードの普及に積極的に取り組むべ

きと考えますが、見解をお聞かせください。

③認知症サポート環境の整備。認知症と診断された後に希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動することができるように、自らの認知症に係る経験など、当事者同士で共有する機会を確保し、情報共有や様々なアドバイスが受けられるようにインターネットによる交流も含めた地域における認知症サポート環境の整備も重要と考えますが、見解をお聞かせください。

④認知症の人の行方不明者対策の強化についてを質問いたします。

警察庁のまとめによると、2023年、全国の警察に届出があった認知症やその疑いがあった行方不明者が延べ1万9,039人に上ったことが明らかになりました。実際、認知症の行方不明者数は12年の9,607人から増え続け、近年は2倍に迫る状況です。行方不明になってから翌日までは生存し、発見される例が多く、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなっているとのこと。実際、行方不明になった人の中で502人は亡くなって見つかり、250人は発見されていないとのこと。特に独居の方の場合、行方不明になったことに気づくのが遅れ、捜査開始の遅れにつながり、結果として発見が遅れ、行方不明者を発見した人の半数は探していた人ではなく、偶然見つけた人とのこと。

そこで、今後ますます増加することが懸念されます。一人一人の生命を守るためのGPS端末の活用に向けての負担軽減策の実施や衣服などに貼れるQRコードが記載されたシールなどの普及で認知症の行方不明者の生命を守る取組を推進するべきと考えますが、見解をお聞かせください。

大きな2番目の質問になります。奨学金の返済支援についてを質問いたします。

企業などが社員の奨学金を肩代わりする返還支援が各地で広がっています。奨学金を借りた人の多くは就職後に返していますが、中には返済に苦しみ、結婚もちゅうちょする状況で、将来の展望が描けない人もいます。

日本学生支援機構によると、奨学金返還支援制度を利用する企業は昨年1,295社となりました。この制度は、企業が直接機構に社員の奨学金を返せる仕組みで、2021年度から始まり、年々増えています。大分市の建設会社では、返還総額の50%を上限に計250万円まで支援し、月払いによる代理返還の形で会社が社員に代わって機構に送金いたします。従来、返還を支援する企業の多くは社員の給与に上乗せをしていたため、その分所得税などが生じていました。返還支援制度を使えば、社員の課税額が減り、企業も損

金算入できるため、法人税を減らせ、社員と企業の双方にとって利点があることももっと周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、返還支援を定住促進や人材確保につなげている自治体もあります。岩手県は、県内に定住し、県が認定した企業に８年間就職することが要件で、返済総額の半分、上限２５０万円を支援しています。教員不足に悩む岐阜県教育委員会は、今年から小中学校の教員として働く人を対象に総額１４４万円を支給、それにより小学校教諭の志願者数は９年ぶりに増え、制度の効果が見られると手応えを話しています。

現時点で、返還支援を実施する自治体は、２年前の調査で３６道府県、６１５市町村に上っていました。本市も専門職不足があります。大きい自治体だからではなく、人材不足の本市こそ若者の支援、切実な声をぜひ酌み取り、支援の輪を広げていただき、奨学金返済支援をぜひ検討していただきたい。市長の英断をお聞きいたします。

大きな３点目の質問でございます。新しい地域の姿、共同団体の連携。

人口減少の中、市町村が提供するサービスをどう維持するのか。この問題に対する一つの回答が６月に成立した改正地方自治法で創設された指定地域共同活動団体、共同団体です。本市はどのように取り組むのか、内容を御教示ください。今後想定される人材難や地域の市場規模縮小に伴う民間企業の撤退などに対してどのように市民サービスの水準を維持するのでしょうか、見解をお聞きいたします。

壇上にての質問は以上でございます。答弁によりましては自席にて再質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 道法議員の質問にお答えいたします。

１点目の認知症の人に寄り添った地域社会の構築についての御質問でございます。

竹原市高齢者福祉計画及び第９期介護保険事業計画において、本市の人口は今後減少傾向で推移すると見込まれておりますが、本年５月現在、要介護認定者数１，９８１人のうち、認知症の高齢者数は１，０８３人、率にして５４．７％であり、今後も認定者に対する認知症高齢者数は微増で推移することが見込まれております。

御質問の認知症に関する知識及び理解を深める取組の推進につきましては、平成３０年度から市内小中学校の児童生徒を対象に、キッズサポーター養成講座として認知症サポーター養成講座を実施しております。小学生には絵本、寸劇の事例等により、分かりやすい

内容で実施し、中学生にはグループワーク等により認知症の疾患、治療、予防について段階的に学習し、認知症高齢者に限らず、地域の高齢者にも優しく接する対応について考え、行動できるよう取組を進めており、キッズサポーター養成講座を修了した認知症サポーターがより認知症の理解を深め、地域で見守る大切さを学ぶ小地域認知症声かけ訓練を関係機関と連携し、拡充していくことに努めてまいります。

また、本年度から、認知症の予備群である軽度認知障害の人への施策として、脳ライフ教室を開始しており、軽度認知障害は早期対応により改善の可逆性が見込まれる疾患であることから、3か月間の教室で生活リズムを整え、これまでの日常生活を回復させ、地域のつながりの中で生活できる環境づくりを進めてまいります。

次に、ユマニチュードのような認知症の人に寄り添うケア技法につきましては、認知症ケアの基本であると考えており、竹原地域医療介護推進協議会により、実践現場において、本人の尊厳を守り、安心できる関係づくりに向けた専門職間の研修を実施し、認知症の人への対応、在宅サービス、家族支援に取り組んでいるところです。

また、認知症サポーター養成講座では、認知症の人への対応の心得、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけないを基本姿勢として、市民の皆様に啓発を行っております。

認知症サポート環境の整備につきましては、診断を受ける前から御自身の不安、心配を感じたときの支援のための認知症の人と家族の集いにおける悩み相談会や認知症カフェにおける地域住民との学習を通したつながりの場、まちの保健室における敷居の低い相談の場をしっかりと活用し、早期に対応、支援できる取組を継続してまいります。また、認知症の症状に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口が示された認知症ケアパスの内容を見直し、充実させるとともに、認知症の人や家族の人に対して専門チームで関わる認知症初期集中支援チームの早期介入により、認知症の人や家族が安心して暮らせる環境整備に引き続き努めてまいります。

次に、認知症の人の行方不明者対策につきましては、現在あんしんホルダーの交付及びそれに伴う認知症高齢者等情報票の登録により対応しているところであり、あんしんホルダーは959人に交付、認知症高齢者等情報票は63人の登録があり、地域包括支援センター及び警察署には情報を提供し、緊急対応に備えております。また、今後は行方不明高齢者に対する新たな検索ツールとして、QRコード等の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の奨学金の返還支援についての御質問でございます。

日本学生支援機構においては、企業による代理返還制度を設けておりますが、広島県においては、現在中小企業等の若年者を中心とした人材の確保を促進することを目的に、最長3か年度にわたり、従業員への直接の手当支給または日本学生支援機構への代理返還といった奨学金の返済を一部補助する支援制度として、中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金を実施しており、令和6年8月現在、登録企業147社のうち、市内企業が2社となっております。

この制度は、人手が不足している市内中小企業等の人材確保に有効な手段の一つであり、本市はこれまでも電子メール等を活用し、市内企業へ情報提供を行ってきたところであります。引き続き、広島県や関係機関と連携しながら広く周知を図り、従業員の奨学金返済を応援する企業を増やしてまいりたいと考えております。

また、本市における奨学金返還支援制度といたしましては、令和3年度から竹原市奨学金基金、久保谷奨学金基金、中国生コンクリート奨学金基金による貸付を受けた者が大学等を卒業した後に本市にUターンし、定住した場合、その定住期間に応じて奨学金の返済を免除する制度を行っており、現時点において本市に定住し続け、当該制度の適用を継続している者は3名となっております。

国においては、地方創生の観点から地方に定着する若者に対する奨学金返還支援の取組について、域内の企業への若者の就職を促進するものであることから、地方公共団体が行う奨学金の返還を支援する取組を若者の地方定着に有効な施策と位置づけ、特別交付税措置により推進しているところであります。今後におきましても、県内外の市町の実施状況やその効果、市内企業のニーズなどを把握するとともに、国の制度の活用も視野に入れながら、奨学金返済支援等について関係者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の指定地域共同活動団体についての御質問でございます。

令和5年12月の第33次地方制度調査会、ポストコロナの経済社会に対応する地方制度の在り方に関する答申を受けた対応として、指定地域共同活動団体制度の創設を盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律がさきの通常国会で成立し、本年9月26日に施行される予定となっております。

この指定地域共同活動団体制度は、高齢者の見守りや子供の居場所づくり、防犯活動など、地域の課題解決に取り組む地域団体、住民自治組織などを地域住民の生活サービスの提供に役立つ活動を行う団体として市町村長が指定できる制度であり、具体的な指定要件

は条例で定めることとされております。今後、国において必要な政省令の改正が行われ、運用等の考え方が示される予定となっており、本市においても必要に応じて条例の制定等の検討を行ってまいります。

本市におきましては、住民により支え合う地域づくりを推進するため、自治会や女性会、NPO団体、ボランティア団体、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に取り組んでまいりました。また、平成17年10月に協働のまちづくり推進プランを策定し、このプランに基づき、市内17の地域で住民自治組織が設立され、自治会や地区社会福祉協議会など多様な団体が協働して地域課題の解決や地域の魅力づくりについて活動を展開されております。

しかしながら、本市においても、少子高齢化、人口減少により、各団体の役員の高齢化や担い手不足が課題となっております。今後も国の動向を注視しながら、地域で活動する多様な団体の活動に対し、必要な支援策を講じながら、連携、協働して住民が安心した暮らしを継続していけるまちづくりに取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行ってまいります。

昨日、市民館で開催された映画がありました。結婚60周年を過ぎた90代の夫婦、アルツハイマー型の認知症を患った奥さんを98歳の夫が支えるという実話、呉の女性の監督さんが作られたということです。「ぼけますから、よろしくお願いします」の続編の「おかえりお母さん」を上映されておりました。たくさんの市民の方が鑑賞されておりました。また、この9月というのは世界アルツハイマー月間にもなっておりますので、この質疑をさせていただこうと思います。9月からは、このアルツハイマーの目的や意味にふさわしい行事がいろいろ行われます。9月21日には10時からパルティ・フジでチラシを配るということもお聞きさせていただいております。家族の会の方たちがチラシを持って認知症のことを皆さんに、できるだけ多くの方に周知し、共有していただこうという思いで、この暑い中ですがチラシを配るということをお聞きさせていただいております。

また、先日の新聞ではありますが、認知症ではないのですが、認知症対策に直接は関係ないと思いますが、地域の見守り活動で乳製品の宅配業者から独り暮らしの高齢者の安否確認につなげる協定を結んでいただきました。このように、市民や民間事業者が

協力しながら高齢者を見守っていくという竹原の地域ではないかなというふうに感じております。

現在の認知症高齢者のことを輝きプランで見させていただきました。たけはら輝きプラン2024年、令和6年3月に新しくできたばかりのものです。これによると、すさまじいスピードで高齢者あるいは介護の必要な方というのが増えてきているなということを感じます。

それで、認知症についてというところのページがこの輝きプランの中にあつたのですが、認知症について認知症への不安はある、少しある、不安ありとの割合は全体で74.7%の方が認知症に対して不安があると答えていらっしゃって、性別で見ると不安ありは男性が67.8%、女性が80.2%、男性に比べて女性が12.4ポイント高くなっているという、こういったことをまとめている事業計画があります。認知症になっても暮らし続けるために必要なことについて、家族の支援というのが60.2%と最も高く、次いで認知症の正しい理解が58.5%、早期診断、早期対応が48.8%となっている。この住み慣れた地域で暮らし続けるためにはどういったことが必要なのかということが上位5つに分かれて書かれてありました。家族の支援、認知症の正しい理解、早期診断、早期対応、認知症の方への対応方法の理解、また在宅サービスの充実、介護サービス等々が書かれてあります。

私、以前、令和4年の第2回の一般質問のときにも、認知症の人と暮らす家族の支援についてを質問させていただきました。そのときの認知症の人数というのは669人の認知症の患者さんがいらっしゃるということを聞きました。では、認知症サポーターは何名ぐらい受講されていますかというもののの中で、4,840人が受講しているという御答弁をいただきましたけれども、今現在の人数を教えてくださいと思います。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 認知症サポーター養成講座受講者数のお尋ねでございます。令和6年3月末現在で5,356人となっております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 答弁のほうで、いろいろな市内の小中学校の児童や生徒に対してもキッズサポーターの養成講座もしていただいたり、本当にいろんな方たちの御協力によってサポーターというのは増えてきているというふうには感じております。

それで、この講座の内容というのは——認知症サポーター養成講座というのができても

う30年近くになると思いますが——初期のものなのか、何遍か見直しというのがあったのかどうかお聞かせください。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 認知症サポーター養成講座の内容についてでございます。

認知症サポーター養成講座は、平成29年度までは地域交流センターや自治会、ふれあいサロン、あと郵便局、銀行ですとか、職域で高齢者の見守りをしていただける方などを対象に市内各所で開催しておりました。平成30年度からは、子供の頃からの高齢者の理解の育成が大切だと考えまして、市内の小中学校でキッズサポーターの養成を中心に開催しております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） それと、小地域の認知症の声かけの訓練とか、あと認知症の予備群である軽度認知症の人への施策として、脳ライフ教室を今年度から開催しているということが書かれてありました。この内容、参加の実態を教えてくださいと、内容と。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 脳ライフ教室の内容ということでよろしいでしょうか。

（11番道法知江君「両方」と呼ぶ）

両方。

小地域認知症声かけ訓練といいますのは、認知症に対する地域の支援力の向上を図るため、認知症による徘徊行動を想定した徘徊者役を搜索する模擬訓練を地域で実施している訓練のことを言います。地域の支援者が徘徊者役へ声かけを行うなど、認知症の人と接するときに必要な配慮を学ぶものでございます。

続きまして、今年度から開始いたしました脳ライフ教室ですが、これにつきましては、認知機能が低下し始めた軽度認知障害の人に対し、難しくなってきた生活課題に対して早期に関わることで認知機能低下を改善させ、認知症への移行を予防する目的で開始しております。

その内容は、作業療法士が中心となって運動プログラムとしてはつらつ体操を行ったり、個人の認知機能の低下に対して知的活動プログラムに取り組んでおります。そして、最も大切なことが参加者同士の交流でございまして、人とのつながりの中で生活への意欲を回復し、生活改善につながっております。

脳ライフ教室は、現在1クール実施しておりまして、12人参加していただいております。

す。12人中8名の方がMC I、最初に始める前に検査を行っておりまして、軽度認知症の数値であったのですが、開始後にまた検査を行いましたところ、12人中11名が数値が改善しております。最も大切なことは、自宅に閉じ籠もりがちになっておられましたが、そういった教室に参加することで、例えば行けなくなっていた自主グループを再開したり、福祉バスによって買物をするのがまた再びできるようになったり、地域交流センターでの趣味の活動につながったり、生活の改善が見られた方は12人中12名、生活の改善をすることが可能となりました。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） ありがとうございます。

今まで認知症対策といっても、認知症になった後のサポートに重きを置いていた。だから、それに対してリスクの低減とかがありますけども、やはり早期発見とか、早期の対応というのがいかに共生社会で生きていくことの実現に役立つのかなということを今感じております。

では、今年1月に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは、一体どういうものなのか、今までと何が違うのか、教えていただきたいと思います。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 認知症基本法、今年の1月1日に施行されております。認知症基本法は、先ほど議員もおっしゃられましたように、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことを目的とした法律でございます。認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら、共生する活力のある社会、共生社会の実現を目指すことが定義されました。

認知症基本法の成立により、何かが劇的に変わるわけではありませんが、現在高齢者の5人に1人が認知症になる可能性もある社会となっております。認知症に対する当事者意識が全ての人に求められている状況でございます。認知症になったら何もできなくなるのではなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会をつくり上げていくために、認知症の人やその家族の意見を取り入れ、地域生活を営む上で必要な認知症施策を推進するとともに、社会全体で取り組んでいくことが重要であると考えております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） ありがとうございます。

誰もが起こり得るということでもありますので、早めに早めにいろいろ勉強しながら、正しい情報を得ながら生活していかないといけないなというふうなことを感じます。

ここの答弁書にいただいた認知症のケアパスの内容を見直しして充実させていくということでもありましたけれども、見るとこのケアパスはかなり古いものになっていましたので、令和2年の認知症のガイドブックということでもありました。これもしっかりと見直しをしていただいて、新たな情報を発信していただきたいなというふうに思っています。答弁書のほうにも見直しをする、内容を充実させていくというふうなことも書いてありますのでお願いしたいと思います。

それと、初めて聞くような言葉かもしれませんが、ユマニチュードということなのですが、これ、フランス語で人間らしくあるということらしいのですが、これ、本当に研究してほしいなというふうに思いました。専門職だけではなく、福岡市のようにユマニチュードを学ぶ教育システムもあって、ITの活用で客観的な指摘や改善ができるトレーニングの有効効果もあるというふうなことをお聞きしております。ケア相手と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながるユマニチュードは、電気や水道と同じように社会のインフラとして使われていく、恐らく今後なっていくでしょうという期待も込めてなのですが、いま一度、初めてお聞きするかもしれませんが、ユマニチュードは効果があるというふうにうたっていますので、この辺をしっかりと研究していただきたいと思うのですが、その点について御答弁いただければ。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 新しいケア技法を御紹介いただきましてありがとうございます。今後、研修の機会があれば積極的に受講してまいりたいと考えております。また、介護現場や病院等の研修の場にも提案する、市民講座なども検討していくなどを考えてまいりたいと思っております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

それと、3ページの質問になるのですが、サポート環境の整備の中でインターネットによる交流も含めたサポート環境の整備というのを私もお願いしているのですが、今少人数だとZoom会議とか、みんながそこに集まらなくても会議が可能になってきていますし、結構お金もそんなにかからないで済む。あっちで会議して、こっちで会議してということではなく、認知症の方たちの家族の会とか、例えば当事者の方たちとか、

遠慮なく画面を通してならしゃべれるねとか、そういうことも可能なのかなと思いますので、対面だけではなく、そういったインターネットの技術を使つての交流を含めたサポート環境の整備というのも併せてお願いをしていきたいなと思います。見解をお聞きしておりますけども、全体をまとめて御答弁していただいておりますので、インターネットによる交流のサポート環境も考えていただければなというふうに思っております。

それと、今の行方不明者というのは非常に社会問題になっているなというふうに思いますけれども、QRコードの導入を検討してくださるとの答弁をいただきました。確認ですけれども、県内11市町はもうネットワークの登録者のニックネームや対応方法といった情報が分かるQRコードのシールをもう準備されていたり、読み取り機が自動的に読み取って家族にメールが届くというようなことが行われていると思いますけれども、本市は今後QRコードのシールに対する支援策というのはお考えでしょうか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 先ほど議員もおっしゃられましたけども、行方不明になられた方を発見された方がQRコードを読み取るだけで御家族のほうにメールが行くといったような、効率的でもございますし、利便性も高くございますので、本市においても検討してまいりたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） ありがとうございます。

あわせて、今防犯カメラの設置というのも担当常任委員会のほうでも所管事務調査として進めていくべきだという御意見もいただいたりして、確かにそうだなと思います。こういった認知症の方の例えば行方不明者とか、そういった方々に対する早期の発見につながる防犯カメラの設置なども、これ、全体的に考えていただく必要があるのではないかなと思いますので、これ、御答弁は結構ですけれども、御検討をお願いしたいと思います。

認知症の施策なのですけれども、新たな認知症観というのが必要になってくるのではないかなというように、これは啓発資料とかというものも今後必要かなというふうに思うのですけれども、新たな認知症観ということに対して担当部局としてどのようにお考えか、お聞かせください。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 新たな認知症観でございます。今回の認知症基本法の施行により、認知症基本計画（案）を先日国のほうで出されております。その中に新しい認知

症観というのが記載されておりますが、認知症になったら何もできなくなるというのではなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるという認知症観でございます。こういったことは、これから本市においても認知症の方が増えていきますので、地域の中で暮らしていけるというのは重要なことだと考えております。

副議長（今田佳男君） 11 番道法議員。

11 番（道法知江君） 繰り返しになりますけれども、認知症になったら何もできなくなるということではなく、今住んでいるところで、住み慣れた地域で自分らしく生き続けていくことを応援するという形だと思います。これの重点目標としては国民の理解、市民の理解がすごく必要で、認知症の人の意見の尊重というのが含まれてきているのがすごく大事な点ではないかなというふうに感じております。当事者の意見、当事者の思いというのをしっかり聞いていくということが対策として必要だというふうに思います。認知症の人の家族がほかの人々とまた逆に支え合いながら、情報交換、共有しながらも暮らしていくことも大事だというふうにも書かれてありました。

また、新たな知見や技術の活用も入れていくということが新たな認知症観ということでもあります。認知症の施策の推進基本計画というの、実施計画は本市も将来つくっていかねばならないとありますので、これは遠い先のことなく、早く検討していただいて協議していただければなというふうに思います。その中で新しい認知症観に基づいて認知症サポーターを再教育したりとか、今までやってきた講座の内容をもう一度再確認しながらサポーターを増やしていく、共生社会の構築へ、認知症の人も家族も安全に暮らせる地域をつくっていくにはどうすべきかということもまたさらに検討していただければなと思います。誰もがなる可能性がある認知症でございます。症状が出たとしても、周囲の支えを得ながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の構築、当事者が安心できる共生社会をどう目指すのか、これは市としてどう目指すのか、今後も言い続けて質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、2 番目の質問に移らせていただきたいと思います。

奨学金のことなのですが、私も子供が4人おまして、3人は奨学金を使って今返しているのが本当に大変な状況で、もう必死で返しています。このことを質問させていただくということでお伝えしましたら、担当部の部長が本当にしっかりといろいろ調べていただいて、中央労働協、労働福祉の中央協議会の資料を見せていただきました。生活設計に関し、これは奨学金をお借りしている人たちの調査です。2022年9月調査してい

て、対象が1万6,483件に対して、最終的には2,200人のデータで回答が返ってきたという内容なのですけれども、日本学生支援機構の奨学金を利用して現在それを返還中の方を対象にこのアンケートを取った。返還の状況と現在の生活実態を明らかにするために実施したという調査だったというふうに書かれてありまして、結婚をどうするかということで影響している方が4割弱、出産と子育てや家を持とうとかという方は3割強、またそれとレジャーとか交際でも4割弱の方が困っている、大変だと。日常的な食事で4割強の方も大変なのですって。あとは、医療機関の受診も3割強の方が悩みながら医療機関を受診しなければならない、奨学金の返還のためにこういうことをされているということが載っていました。物価が急激に高騰し、賃上げが進まない社会情勢と相まって、子育て世帯は厳しい状況にあるということが浮き彫りになったというデータでございます。

返済の負担感についての質問がありましたけれども、余裕があるという人は1割にとどまっています。苦しいが44.5%、なお、返済に当たってかなり苦しいと答えた方が20.8%にもなっている。利用した奨学金は有利子が6割で無利子が5割、無利子であったとしても返さないといけない、だから本当に学生が就職されてから返還するに当たっては大変な状況です。正社員、正規雇用者だけではない方たちも返還しているということで、その中でやむなく一人暮らしの決断を強いられなければならない、結婚ができない、日常的な食事が取れない、42.4%の方がそれを感じている。そして、医療機関の受診、先ほど出ました、かなり影響しているということが3割を超えている。奨学金の返済が健康にまで影響を与えている点というのは、これは見逃すことができないのではないかなという思いで再質問をさせていただきたいと思います。

広島県のホームページに、令和6年度中小企業奨学金返済支援制度導入の御案内というのがありました。奨学金の返済支援で、若手人材を確保して、知らなかったではもったいないと、このようにもあります。竹原市の奨学金も今まであります。久保谷奨学金基金、中生の奨学基金、これ今基金の残高ってどれぐらいありますでしょうか、教えていただきたいと思います。

副議長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 各奨学金基金の残高はという御質問でございます。

竹原市奨学金基金が1,758万5,010円、久保谷奨学金基金が5,322万8,066円、中国生コンクリート奨学金基金が8,510万938円となっています。これにつきましては、令和5年度末における各基金の貸付金を除いた残高ということでござい

ます。よろしくお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 11 番道法議員。

11 番（道法知江君） 以前、決算特別委員会でもこの基金の残について質疑をさせていただいて、その後返還しなくていいですということも対応していただいたというふうに思っています。奨学金の返済を免除するという制度を取り入れていただいたというふうに理解しております。

いろいろな県のを調べますと、京都府の福知山市では、従業員の奨学金返還を支援する制度を設けている中小企業と医療法人などに補助金を支給する事業を拡充して、市が補助金を追加しています。愛媛県の八幡浜市では、奨学金を返還している若者に対し、年間 20 万円を補助して、奨学金を遅延なく返還している 40 歳以下、5 年以上の定住の意思のある方にもされているということです。広島県内では三原市さんとか、福山市さんとか、世羅町が本当によく推進していただいています。

では、本市ではどうなのかなと調べました。本市では 2 事業者がこの奨学金のほうをやっていたいていました、申請をしていただいています。従業員に対する奨学金の返還支援制度を導入している企業ということでデータバンク登録企業がありました。教育団体のところが 1 つ、保育士さんにですね。あとは製造業が 1 つということでした。これ、まだまだ情報というのを——答弁にもございましたけれども——もっと広く周知するべきではないかなというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 質問の中で、議員のほうから奨学金の返済に当たって、若者の状況をいろいろ御説明、御紹介いただきました。

先ほど紹介いただきましたとおり、広島県の中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金につきましては、市内では 2 事業者が登録されているという状況でございまして、御紹介のとおり、製造業と教育機関ということでございました。こちらにつきましては、県の制度ということではありますけども、本市におきましてこれまでホームページ等いろいろ御紹介させていただいたところがございますが、なかなか事業者にしっかり伝わっているかという課題があるかと思っております。

本市におきましては、昨年度から事業者に直接こういった情報をしっかり届けたいということから、事業者のほうに登録いただきましたらメールマガジンで情報を発信するという取組を月 2 回程度の頻度で現在情報発信しております。現在、残念ながらまだ会議所、

観光協会等に皆さん案内しているところですが、約40社程度の登録ということでございますけれども、こういった制度を通じてしっかり直接手元に届くように情報発信していきたいと思います。あわせて、このメルマガ登録についてもより多くの事業者に登録いただきますよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 知らないことがあまりにも多いというのか、情報が錯綜しているということもあるのですけども、本市としては人材不足、若者にどんどんどんどん帰ってきてもらえたりとか、Uターンとか、そういうことを考えると、ぜひ奨学金の返済を免除、また引き続き返還の助成というものが become 必要になるのではないかと。これだけ基金が残っているわけですよ、この基金を活用しないで、教育委員会のほうもそうですけど、基金を上手に活用して、今人が足りないのです、今必要な人材を一人でも多くぜひ雇用できるように道を広げてもらいたいなと思います。市の職員もそうです、保健師さんもしなければ、保育士さんもしらっしゃらない、あとそれぞれ専門職の方は本当に少ないという現状でもありますし、本市に就職してもほかの市町に行ってしまうという職員の方もおられるというのが現実ですので、しっかり3年なり、5年なり、8年なり、ここ竹原市で残っていただいて、竹原市の活性化に努めていただけるような若者の定住、若者の支援というのは必要になるのではないかなと思います。

今、答弁がありましたように、奨学金の返済を免除する制度を行って令和3年度から3名の方が定住していただいているというこの実績を基にしながら、もっと多くの方に周知していただきながら、市の職員の採用のところでも何とか県からのこういった支援に単市で上乗せして、返還の支援というのを考えていただきたいなと思うのですけども、その点について御答弁いただけますでしょうか。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 県制度に上乗せをいたしました奨学金支援、市としてのということでございます。

たしか奨学金の返還につきましては、先ほども議員からも御紹介いただきましたように、若者が非常に苦しんでいるところがあるよということでございます。また一方では、国の日本学生支援機構のほうにおいても様々な返還金制度の支援といいますか、軽減策を打っているところでございまして、その一つに企業側の人材不足の解消につながるという

のもあって取り組んでいるところでございます。

本市においても、人口減少、特に若い方の人口減少が進む中で、県制度と同様に国の特別交付税措置もございますので、こういった奨学金支援をすることは非常に人口減少に対する対応策として効果がある取組ではないかと考えているところでございます。

本市においても、県内で既に取り組んでいる自治体が先ほど3市町あるということでもございましたので、その市町の実績あるいは事業者のニーズ等も踏まえまして、人口減少対策の取組の一つとして関係者の皆さんと協議しながら、前向きに、また具体的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

共同団体なのですが、地方自治法は公共の主体を行政と議会としてきましたけれど、今回の改正で共同団体も公共の担い手として位置づけられました。共同団体の期待は非常に大きいと思います。この辺をどう御理解になっているかなということをお伺いさせていただきたいと思います。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 共同団体への理解でございます。

本市では、これまで協働のまちづくり団体というのを地域の住民自治組織やNPO法人等、多様な団体とで地域自治に取り組んでまいりました。今回の法改正によって、そういったまちづくりに役に立つ活動をされている団体を指定することによって、行政サービス等についても共同団体をお願いすることも可能になってくるものというふうに理解しております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 答弁にも書いてあります高齢者の見守りとか、例えば子供の居場所づくりとか、防犯活動など、地域のいろんな課題に取り組んでいただいている地域の団体とか、NPOとか、そういった方々が多様な主体が連携し合って、それぞれの強みを生かしてやっていくことができるのだということで、環境整備をしていかないといけないと思うのですが、地方自治法で禁じられている行政財産の貸付けとか、随意契約も認められるようになるのか、また学校廃校等の問題もあります。普通財産をどうするのか、そうい

ったことも含めてになるのですけども、そういうことを御存じであるのか。もうこれ、新しい法改正だからということではなく、全庁内にわたって関係することではないかなと思いますので、御認識を伺えればと思います。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） この法改正に係る通知というのが総務大臣より発出されておりまして、共同団体は、先ほど議員おっしゃられましたように行政財産の貸付けや随意契約等も可能となっているという旨、通知されております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） こういうこともあるので、情報を早く、いろんなところを研究していきながら地域の活動をまとめていくというのは行政のリーダーシップがすごく必要だというふうに思いますので、ぜひいろいろなことを早く着手していただいて、協議していただきたいなというふうに思います。

先ほどの奨学金のこともそうですけれども、よく答弁いただくのですが、県内市町の実施状況やその結果を見ますとか、成功例を見て検討しますとか、そういうことを言っている竹原市なのかなと思うのですね。早く早く情報を、こうやってお渡しさせていただいたり、いろんなところで耳にするとするのですけども、とにかく動き出さないと、走り出さないと遅れるということをすごく感じております。

午前中に、先輩議員の質疑の中で答弁の中にもありましたけれども、人口ビジョンを見ると、目指すべき将来の方向性として示した、雇用の確保とか、産業を活性化させたり、にぎわいをつくる、竹原への新しい人の流れをつくるとか、そういった人口ビジョンのこともあります。これも総合的に見て何事も早く手を打っていく必要があると思うのですが、そのことに関して御答弁いただければありがたいなと思って。近隣市町の状況を見てとか、県内の成功した結果を見てとか、よく答弁いただくのですけども、それでいいのですか、本当に、竹原市。絶対そうではいけないというふうに私は感じております。そのことについて、もっとスピードアップして様々な施策で対応していくべきと思いますが、このことについて御答弁いただければと思います。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 議員のほうから、まず最初に、指定地域共同活動団体のお話を基にお話をいただき、これに関しては法改正がされたばかりで、今後要件といいますか、内容について国のほうからいろんな形で情報が出されて、必要な場合といいますか、この制

度を運用する場合に必要な条例というものを定めていくと。その中で、先ほどの団体として指定した場合に随意契約であるとか、あるいは行政財産の使用の許可というものを自治法のもともとの規定に関わらずできるといったようなことが規定されているところでございますので、これに関して言えば、国からのこれからのいろいろな情報を得ながら対応を検討していきたいというふうに思っております。

それ以外のいろんな施策につきましてのお話もあったと思いますので、そこに関しては、我々も確かに他市の状況というのも、当然実際に運用されたり、事業を実施されたりという中でどのように施策が進められ、どのような効果が出ているかというようなところもしっかり把握するというのも片方では必要だと思います。ですが、できるだけスピード感を持って、新しい施策あるいは事業についても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

副議長（今田佳男君） 11番道法議員。

11番（道法知江君） 最後に、市長の答弁をいただきたいなと思います。

様々な施策が、いろいろと法改正があったりとか、時代の変化もあります。人材不足で若手をどうするのか、若者の雇用をどうするのか、竹原市に定住していただくにはどうするのかとか、そういったことも含めて今回質問させていただいたのですけれども、市長のリーダーシップとして、今後様々な若い人たちが竹原に定住していただいて活躍していただくということに対する市長のリーダーシップとしてどういうお考えがあるかお聞かせいただいて、最後の質問としたいと思います。

副議長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） まず、自治法改正に基づく道法議員からの御質問、またその御見解に関して、実はこの自治法改正に至るまでの経緯として、広島市の松井市長さんが——広島市の規模といわゆる県内の市町規模というのは大きく違うのですけれども——大きく広島市の中でも課題となってきたコミュニティの醸成というものが各種団体がたくさんある中でまとまり切れていない、まとめる必要があるということを国のほうに御提言され、約1年ぐらいずっと協議された上でこの地方制度調査会への諮問でありますとか答申、そして今回の法改正につながってきたというのは、途中で私もずっと聞いてきたものですから、いよいよ実現したのだなというふうに認識しております。

その上で、副市長も申し上げましたとおり、法律によって今まで地縁団体で財産の管理ができるとか、地方自治の改正をやる進めてまいりましたが、そういう背景の中で

今回行政に関わる事務なり、いろんな権限の付与なり、そういうものが法律に基づく認定によりできることになると、改めてその団体がしっかりと存在として認定の下に行政事務が共同で進めることができるとなるのが今回の法改正というふうな認識をしております。ということでもありますので、いずれにしても、この制度そのものの運用というのは具体的な条例化に基づき進められることとなりますので、しっかりとその辺については事前に研究、情報収集しながら努めてまいりたいというふうに思います。

それから、最後に御提言いただきまして、御質問いただきました人口誘導に関わる様々な若者の活用、若者の呼び込みに関しましては、今般、今回の一般質問で奨学金に関わる御提言をいただきました。確かに、若者の誘導をしていく、呼び戻していく、また呼び込んでいく中で、やはり移住をしようとしている人たちにとって有利な魅力ある制度を構築することがとても必要だというふうに思います。

先ほど部長も答弁申し上げましたが、これについては移住政策をしっかりと進める中でも確実な呼び込みにつながる制度設計についてしっかりと研究して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 以上をもって11番道法知江議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時19分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、村上まゆ子議員の登壇を許します。

2番（村上まゆ子君） 議長のお許しが出ましたので、発言通告書に基づきまして、令和6年第3回定例会一般質問を行います。村上まゆ子です。よろしくお願いいたします。

1、こどもまんなか社会について。

令和5年4月にこども基本法が施行されました。同時に発足したこども家庭庁は、子供に関する政策を社会の真ん中に据える、こどもまんなか社会の実現に向けて政府の司令塔として取組を進めています。また、子供、若者の視点に立ち、当事者の意見を政策に反映していくために、令和5年12月こども大綱が打ち出され、6つの柱の基本方針を掲げています。こども大綱は、子供や若者、子供を養育する保護者などの意見を聴取して取りま

とめられました。

広島県においては、令和2年にひろしま子供の未来応援プランが策定され、令和6年度で現行プランの計画期間が終了となるため、現在、次期ひろしま子供の未来応援プランを策定中であり、本年度末までに次期計画をまとめると先日の新聞報道でも掲載されていました。

こども基本法第11条に係る事務連絡では、子供政策の策定等に当たって子供の意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられ、子供、若者からも社会の一員として声を聞くことが必要となっています。

竹原市においては、令和5年8月に市長がこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、こどもまんなかアクションを展開されておられます。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1、竹原市のこども計画は、いつ、どのように策定していくのか具体的にお伺いいたします。

2、子供、若者、子育て当事者の社会参画と意見反映についての見解をお伺いいたします。

3、こどもまんなか社会を実現していくために竹原市ではこどもまんなかアクションを展開されておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

2、海外派遣研修についてお伺いいたします。

竹原市では、外国語によるコミュニケーション能力を高めたり、異文化交流を行ったりすることで、世界とつながり、ふるさと竹原を広く発信できる人材を育成することを目指し、ハワイへの海外派遣研修を実施しています。毎年8名の代表者を選出し、1週間程度、現地の家庭でのホームステイや現地の学校との交流などを行っておられます。異なる文化との出会いにより、世界で活躍する人材の輩出にも力を入れて取り組まれているため、子供の将来に大きく影響を与えるすばらしい取組であると感じています。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

1、世界とつながり、ふるさと竹原を広く発信できる人材を育成することを目指し取り組まれていますが、実際の効果と成果についてお伺いいたします。

2、海外派遣研修の選出人数を今後増やしていく予定はあるのかお伺いいたします。

3、他市町では、交換留学として現地の子供にも来ていただき、相互での交流を深める取組がなされている事例が多いですが、竹原市においても今後そのような取組について行

っていくお考えがあるのか伺いいたします。

3、竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会について。

竹原市では、県立高等学校の在り方検討会を立ち上げ、学識経験者と共に令和6年5月20日、8月19日と開催されました。

このような取組は県内では珍しく、竹原市内の各学校とも連携を図り、積極的に協議を進めておられる結果から、高等学校の魅力化策について検討していくために立ち上がったものだと感じています。

そこで、以下の3点について伺いいたします。

1、在り方検討会を実施するに至った経緯と、現在の進捗状況をお伺いいたします。

2、検討会に、当事者である在学高校生や卒業生などの若者や子育て当事者等が含まれていない理由をお伺いいたします。

3、在り方検討会の今後の計画をお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終了いたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 村上議員の質問にお答えいたします。

2点目の海外派遣研修についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目のこどもまんなか社会についての御質問でございます。

次代の社会を担う全ての子供が、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すことを目的に、令和5年4月こども基本法が施行され、令和5年12月には子供政策を総合的に推進するためのこども大綱が定められたところであります。

あわせて、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画、市町村こども計画を定めるように努めるものとされたことから、本市では今年度で最終年度を迎える第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画を引き継ぐ形での第3期の子ども・子育て支援事業計画の内容に加え、貧困や虐待への対策のほか、妊娠期から青年期までの成長段階に応じた支援などを総合的に盛り込む計画として、本年度、竹原市こども計画を策定することとしております。

この計画の策定におきましては、竹原市子ども・子育て会議での議論や市民へのパブリックコメントの実施のほか、特に主体である子供、若者の声も聴取する予定としておりま

す。

子供や若者、子育て当事者の意見を聞き、施策に反映させて社会参画を進めることは、子供や若者の状況やニーズをよりの確に把握でき、自己肯定感や自己有用感などの人間形成にもつながるものであることから、いろいろな場面でこうした機会を設けることが必要であると考えております。

次に、こどもまんなかアクションにつきましては、令和5年12月に策定されたこども未来戦略加速化プランにおいて、子供施策の実施方針に併せ、全ての人が子供や子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として、子供、子育てに優しい社会づくりへの必要性が掲げられております。その趣旨を踏まえて、こども家庭庁においては、子供の最善の利益を第一に、子供の権利を保障し、誰一人取り残さず、成長を社会全体で後押しする施策として、こどもまんなかアクションやこどもまんなか応援サポーター等の取組が進められております。

本市では、子供が夢と希望を描きながら健やかに育つまちづくりの実現に向けて、こどもまんなかの趣旨に賛同し、子供関連事業や各分野の施策における取組を通じて、こどもまんなかアクションを展開していきたいとの思いから、令和5年度においてこどもまんなか応援サポーター宣言を行うとともに、竹原中央児童館において利用児童にアンケートを実施し、いただいた声を反映した運営の改善に取り組んでいるところであります。

こどもまんなか社会の実現に向けて施策を充実させていくためには、当事者自身が企画段階から参画していくことが重要であると認識しており、引き続き様々な機会を捉え、子供や若者などから直接意見を聞く場を設けるとともに、いただいた声などを施策に反映させることで、より実効性の高いこども・子育て施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会についての御質問でございます。

市内に2校あります県立高等学校につきましては、少子化の進行や市内の市立学校で義務教育を修了した生徒の当該2校への進学割合が令和3年度以降3割を下回る実態が継続していることなどから定員割れの状況が続いており、広島県教育委員会が令和6年3月に策定した今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）における基本的な学校規模を下回っている状況にあります。

こうしたことから、将来的な存続について懸念が生じているとともに、本市で生まれ育

つ子供たちを本市におけるコミュニティ・スクールを中核とした幼・保・小連携教育及び小中一貫教育の実績を踏まえて、後期中等教育である高等学校を卒業するまで市内でしっかり育むことができる、これからの時代の学びに適切に対応した、より魅力ある高等教育環境の充実、整備を図ることが求められています。

このため、これからの後期中等教育である市内の県立高等学校のあるべき姿について、設置の在り方や教育内容、魅力の向上策など、地元進学を望む生徒が増える方策を検討し、その結果を市に報告することを目的とした竹原市内の県立高等学校在り方検討委員会を設置いたしました。

この検討委員会につきましては、これまで本年5月20日と8月19日に会議を開催し、今後高等学校への進学が見込まれる子供の人数などの情報を提供する中で、各委員それぞれの立場から意見をいただくなど、検討が進められているところであります。

次に、当該検討委員会の委員につきましては、学識経験者、教育関係者、保護者の代表、商工団体関係者等の10名で構成しておりますが、客観的かつ俯瞰的な視点から議論をしていただくため第三者を中心とした方々に就任していただいております。当事者である中学生やその保護者、あるいは卒業生などの若者については、アンケートを実施することにより意見をお聞きすることとしております。

今後の検討委員会の取組につきましては、会議を3回から4回程度開催し、市内の県立高等学校について設置の在り方や教育内容、魅力の向上策など、地元進学を望む生徒が増える方策を検討した結果を市に報告していただくこととしております。その後、市において、提出された報告書を基に、市が求める後期中等教育の在り方、すなわちこれからの県立高等学校に望む教育環境を内容とする要望書を作成し、広島県教育委員会に提出する予定としております。

私からの答弁は以上でございます。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 村上議員の質問にお答えいたします。

2点目の海外派遣研修についての御質問でございます。

ハワイへの海外派遣研修につきましては、令和2年度から実施予定としておりましたが、コロナ禍の影響で令和4年度に1期生及び2期生を派遣することから始まり、今年度は4期生による3回目の実施となり、8月15日から8月21日にかけての渡航研修を無事終了したところであります。

今年度の海外派遣研修への参加申込みは、昨年度の１２名から２１名と大きく増加しており、このことはこれまで派遣された生徒による報告を各校で行うなど、教育的効果を多くの生徒に波及させたことにより本事業への関心が高まるとともに、児童生徒の異なる言語や文化への興味、関心の高まりや、外国語を学ぶことへの意欲向上につながっていることによるものと考えております。

また、全国学力・学習状況調査の英語の結果におきましても、海外派遣研修実施前の令和元年度においては、本市の平均正答率が広島県平均より３ポイント下回っていましたが、昨年度は２ポイント上回る結果となっております。こうした状況を見ましても、海外派遣研修を含めた本市の外国語教育の方向性に一定の成果が出ているものと考えており、今後もこれまでの実践をベースに、事前事後の研修をさらにブラッシュアップさせるとともに市内全生徒への還元を図ることで、より大きな成果となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海外派遣研修の選出人数につきましては、現在、生徒の参加者数は８名としておりますが、参加者の渡航費、滞在費及び現地教育プログラムのコーディネーター費用につきましては、その全てを公費で負担しております。このため、派遣する生徒数を現在の８名から増員することによって本事業の教育的効果のさらなる向上等が見込まれることは認識しておりますが、予算面で課題も大きく、また現地で効果的にプログラムを進めていく上においても現在の８名が妥当な人数ではないかと考えております。

しかしながら、今後さらに参加希望者数の増加が続く場合は、派遣する生徒数の増員に向けて予算面の課題への対応を検討するなど、より本事業の教育的効果が上がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交換留学の取組につきましては、これまでも海外派遣研修では本市の生徒が約１週間現地に滞在し、その間、姉妹校の締結をしているホノウリウリミドルスクールを訪問して現地の生徒と交流を行っており、また訪問後におきましてもオンラインで当該校と本市の中学校及び義務教育学校とをつないで生徒間での交流を重ねてまいりました。

今後におきましては、本年１０月にホノウリウリミドルスクールの教職員等４名が本市を訪れ、また来年６月には同校の生徒が本市を訪問し、交流する予定となっております。この訪問の受入れに関する人数や日程、内容についてはこれから調整してまいります。この訪問の受入れに本市の海外派遣研修と関連させることはもとより、今後こういった訪問団を受け入れることにより、市内の各学校や、とりわけ中学生が海外との結びつきを意識できるような相互

交流にしていまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き海外派遣研修の実施を通して、本市の次代を担う子供たちが外国語によるコミュニケーション能力を高めたり、異文化、自文化理解を深めたりすることで世界とつながり、ふるさと竹原を広く発信できる人材を育てまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） こどもまんなか社会について再質問いたします。

竹原市のこども計画は今年度策定と御答弁いただきました。

策定において、主体である子供、若者の声を聴取するとありましたが、竹原市においてどのように意見の聴取を行う予定なのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 子供の意見の聴取の方法については、アンケートやパブリックコメント、対面やオンラインでの意見交換など、様々な手法が考えられますが、今回につきましては限られた時間の中での計画策定の意見聴取であることから、まずは子供が意見表明しやすい環境での意見交換会が妥当ではないかと考えており、現在その方法を検討中でございます。

例えばでございますが、本市で実施してきた中学生話し方大会のように各校の代表者の間での意見交換や、児童館などに出向いた意見交換などを候補として検討しております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 意見交換会や児童館に出向いて行って直接お子さんたちの声を聞いていくという御答弁でしたが、子供の声を聞き、反映していくためには、やはり高度な技術だったり、スキル、知識が必要となると思うのですけれども、こども家庭庁がこども・若者意見反映サポート事業においてファシリテーターの派遣を行っておられます。活用の検討は、そういった場で使っていかれる予定はあるのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） こども基本法では、子供施策の策定に当たって、子供等の意見の反映に係る措置を講じることを国及び地方公共団体に対し義務づけております。この意見の反映の場面については、各種計画の策定会議や、先ほど言いました児童館の施設運営の場面など多岐にわたるものではございますが、場面によっては意見の表明そのもの

が難しいことも想定されるため、まずは子供、若者が安心して意見を表明することができる環境づくりが重要であると考えております。そうした環境を整えた上で、子供と近い目線で子供を支え、子供の声を引き出すファシリテーターの必要性はあると考えております。御紹介のあった制度の活用も含め、検討してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 検討していただけたということですので、ぜひ子供の意見を反映しやすい環境をつくっていただきたいと思います。

児童館においては、児童の声を反映した運営の改善に取り組まれていると御答弁いただきました。具体的な内容をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 昨年、こどもまんなか応援サポーター宣言を行うとともに、こどもまんなかアクションの取組として竹原中央児童館にて直接利用児童にアンケートを行いました。

アンケート内容としましては、自分たちが利用しやすい、魅力とを感じる空間にするためにはどういったものが整備され、どういった行事を開催したいのか、児童の視点から直接的な意見を記述した内容となっており、乳幼児の保護者から中学生までの児童生徒101人から意見を聞く中で、実現可能なイベント、例えば卓球大会ですとか工作イベント、鑑賞会などのイベントを取り入れるなど運営改善を行っているところでございます。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 101名から意見を聞いていただいて、児童館の自分たちが利用しやすい空間や行事を自分たちで考えてされているということで、すごい先進的に取り組まれているなと思います。

今後、福祉まつりの中においてもそういった児童の声が入っていけるというお答えだったのですけれども、積極的に子供が参画し、子供の声が形になる取組がなされているということがよく分かりました。ぜひ、これからも企画段階から子供たちに参画していただいて、子供が活躍していける仕組みづくりを目指してください。

こどもまんなか社会に向けて、社会全体の意識改革を行って、我々大人の認識も変えていく必要があると思うのですけれども、市民にも子供にも、竹原市がこどもまんなか応援サポーターであるという認知度がまだまだ低いと思います。学校や児童館、市役所にも目で分かるアイテムを設置するべきではないかと考えるのですが、現在どのようにアピール

をされているのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本市のこどもまんなか応援サポーター宣言についてですが、広報やホームページ、SNS等で発信しておりますが、確かに市民に浸透していない現状もありますので、今後議員が言われるように、より分かりやすい資材を活用して、市民に浸透していく必要があると考えております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） ぜひ、アピールするためにも、視覚的な、目で見えて分かりやすいPRというのをやっていただきたいと思います。

竹原市子ども・子育て会議条例の中なのですけれども、子供、若者、当事者が参画する規定が現在入っていません。今後、条例の改正等を検討していくお考えはあるのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 子ども・子育て会議条例でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法に基づき義務づけられた会議でございます。今回のこういう計画策定についても御審議いただいております。

現在は、子供の保護者を委員として参画いただいておりますが、子供は委員にはなっておりません。この計画の趣旨からすれば、子育て当事者だけではなく、子供、若者も主体であることから意見の聴取は必要ではあると考えておりますが、先ほども申しましたように、子供にとって意見の表明がしにくい環境というものもあると思いますので、まずはこの計画を策定していく段階の中で気軽に意見を表明できるような環境整備から開始していきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） ぜひ、会議の中にも子供が自然に入り込めるように、条例改正をはじめ、そういった環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、海外派遣研修について再質問いたします。

先日のタネット放送でも、海外派遣に行かれた子供たちが現地の人と文化に触れて、とてもいい経験をいい笑顔でされているのを見まして、私はすごくうれしく拝見させていただいたのですけれども、ここ数年の物価高騰の影響により、海外派遣の費用もかなり高騰していると伺っています。近場の海外ではなくハワイとされた理由をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） 派遣場所をハワイとしているというところの理由についてお答えいたします。

海外派遣研修の目的につきましては、本市の次代を担う青少年が外国語によるコミュニケーション能力を高めたり、異文化、自文化理解を深めたりすることで世界とつながり、ふるさと竹原を広く発信できる人材を育成するものであります。

こうした目的を達成するためには、現地の研修プログラムが充実した内容で実施でき、かつそのプログラムの実施に関して支援いただける信頼の置けるコーディネーターが必要となっておりまいます。そうした上で、ハワイにおいては、平和学習や体験活動、またホームステイなど、短期間で効果的な研修プログラムを盛り込むことが可能であり、またハワイ州教育局や現地の教育関係者に精通しているコーディネーターがいらっしゃるなど、研修先としての基盤がしっかりとしております。

また、ハワイは多様な人種や民族的背景を持つ人々が共生しており、生徒たちが多文化に容易に触れることができる環境にあることから、多文化共生を体験する中で多様な考え方を認め、受け入れることの大切さなど、これからグローバルな社会の中で生き抜く際に必要となる資質、能力を養うことができる教育の場として最適な地であると考えております。

こうしたことに加え、平成9年に広島県とハワイ州が友好提携を結んでいることや、平成24年にハワイ州教育局と広島県教育委員会が教育推進に係る覚書を締結していることなど、互いに親和性の高い関係にあります。

こうした様々な要素を総合的に勘案し、本市が求める有意義な研修が可能であると判断し、研修先として選んだものであります。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 今年度で3回目ということもあって、現地のプログラムが充実していたり、信頼できるコーディネーターさんがいらっしゃったり、多様な人種を受け入れる度量の大きさだったり、多文化の共生ができる最適地ということでハワイを選ばれたということがよく理解できました。

予算面などで課題があるという御答弁でしたけれども、教育的効果が高いと御答弁いただいておりますので、できれば人数なども含め、もう一度検討していただき、たくさんの児童がハワイに行ける環境をつくっていただきたいと思います。

この海外派遣研修ですけれども、事前事後の研修にとっても力を入れていると伺っています。答弁の中にも事前事後の研修をさらにブラッシュアップさせるとありましたけれども、具体的な内容をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） 海外派遣研修の事前事後の研修について、少し詳しくお話をさせていただきます。

事前研修では、今年度、既に生徒たち、渡航する8名がハワイの歴史や文化、そして生活など、様々な視点での情報収集を自らが行き、日本と比較することを通して、姉妹校であるホノウリウリミドルスクールでのプレゼン発表資料等を主体的に作成してまいりました。昨年度までの取組から工夫を凝らして研修を行っているところです。

今後も今年度の取組をベースに、さらに内容等を充実させることで、これらの活動を通して、異文化そして自文化理解ができる機会にしたいというふうに思っております。

また、事後学習では、昨年度は市民館の玄関ホールにも掲げさせていただいたのですが、研修での生徒の学びを掲示して、広く市民の方にも知っていただけるようにしました。今年度も、研修での学びを所属校の生徒に報告する、ここはもとより、広く市民に発信する内容、手段についても生徒たち自身で有効である手だてを考えさせるなど、還元方法のさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） ありがとうございます。

昨日、私も竹原中学校で行われた英語のディベート大会を拝見させていただきました。竹原市内4校の中学生たちと、あと大崎上島の中学生たちが流暢な英語で討論するという姿に大変驚いたわけですが、この取組自体も海外派遣研修の成果の現れの一部ではないのかなと感じています。

今までは、現地の方が竹原市に来るということにはなかったみたいですが、今年は先生、来年には学生さんたちにも来ていただける予定ということで御答弁をいただきました。さらに、より深い国際交流になるのではないかと期待しています。まだ日程や内容は決まっていないと言われていましたが、竹細工とか陶芸などの竹原の文化に触れられる体験型の交流も行っていたきたいと個人的には思うのですけれども、そういったものを内容に組み込んでいかれるお考えはあるのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） 姉妹校の先生方そして生徒が竹原に訪問する際の活動ですが、村上議員がおっしゃるように、日本文化そして竹原の歴史を感じてもらえるよう、ぜひ体験活動を取り入れようと考えております。

これまで姉妹校とのオンライン交流では、竹原の学校文化そして地域の紹介などにおいては、写真や動画を使いながらあちらの生徒には伝えておりますので、今回の訪問ではぜひ竹原の誇る竹細工そして陶芸作りなど、実際に体験してもらうことで、日本の伝統そして文化を肌で感じてもらえるプログラムを考えていきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 組み込んでいただけるという前向きな御答弁でしたので、ぜひ訪問された際には竹原の文化に触れていただいて、竹原での思い出を一つでも多く現地に持ち帰っていただきたいのと、あと現地に行けなかった竹原の子供たちも、ハワイの学生さんが来てくださることで学べることもたくさんあると思います。なので、有意義な国際交流になるようにしっかりと内容を検討し、取り組んでいってください。

次に、在り方検討委員会についての質問に移ります。

地元進学を望む生徒が増える方策を検討するために立ち上がったこの在り方検討委員会ですが、当事者に高校生は含まれないのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 在り方検討委員会の委員についての御質問でございます。

市長の答弁と重複する部分がございますが、当該委員会の委員につきましては、学識経験者が4名、教育関係者が3名、保護者の代表が1名、商工団体関係者が1名、その他市長が認める者が1名の計10名に就任いただいております、高校生は含まれていないところでございます。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） この委員会は、客観的かつ俯瞰的な視点から議論していただくため、第三者を中心とした方々に委員に就任していただいていると先ほどの答弁でもありましたけれども、客観的を求めるのであれば、主観的である当事者や高校に精通している方との両方の意見があって初めて成り立つものであると考えるのですけれども、市の見解をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 行政におきまして様々な施策等を検討する上で、当事者の意見

を聞くということは重要なことと考えております。また、先ほど議員からもございましたように、高校に精通した方の意見を聞いて初めて成り立つという考え方もあろうかとは思いますが、ただ、今回の当該委員会の目的につきましては、市長のほうで答弁させていただきましたとおり、これからの後期中等教育である市内の県立高等学校のあるべき姿について、設置の在り方や教育内容、魅力の向上策など、地元進学を望む生徒が増える方策を幅広く検討していただくものでございます。

当該委員会におきましては、これからの時代を見据えたときに、本市におけるこれからの後期中等教育、いわゆる高校教育でございますが、これがどうあるべきかを各委員の立場から検討いただき、本市が期待する県立高等学校の在り方について最適な方向性を示していただこうとするものでございます。こうした検討をしていただく上では、客観的かつ俯瞰的な視点から意見をいただくことが、より委員会の目的を達成するための議論が展開されるものと考えております。

また、基本として中立性も必要であると考えておりますので、現在ある市内の高校と大きな利害関係にある方については委員として選任しないこととしたものであります。

なお、主観的な意見や具体的な要望が必要な状況になりましたら、その都度、対応を検討してまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） その都度対応されていくという御答弁でしたけれども、そもそも当事者が入っていないということで、第三者の要望ばかりが目立ってしまう形になるのではないのかなと考えるのですけれども、誰のための高校の在り方を検討しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらも、まずこの検討委員会の設置の経緯は市長のほうで答弁させていただきましたとおり、令和3年度以降、地元の子供の進学率が3割を下回っている、また本市で生まれ育った子供たちが高校卒業までしっかり竹原市内で育むことができるようにということで、そういったことを検討を進めるということでございまして、当該検討委員会におきましては、これからの時代を見据えたときに、本市におけるこれからの後期中等教育はどうあるべきかを各委員の立場から検討いただくことで、本市が期待する県立高校の在り方について最適な方向を示していただこうとするものでございます。

本市が期待する県立高等学校の在り方について最適な方向を示していただくことは、今

後の県立高等学校の在り方に関わる基本計画等を踏まえ、これから高校進学を控える子供たちの立場に立った教育環境について検討していただくことによりまして導かれることであると考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 進学を控える子供たちのためという認識でお間違いないですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 子供たちといいますか、まず地元の子供たちが進学を望み、生徒が増えるような政策、あるいは教育内容、魅力の向上策などを検討いただくという目的でこの検討委員会のほうを設置させていただいているところでございます。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 目的はよく分かったのですが、誰のためにというところは、やはり子供のためではないのかなと私は思います。

こどもまんなか社会での答弁には、こどもまんなか社会の実現に向けて当事者自身が企画段階から参画していくことが重要と認識していることや、子供、若者などから直接意見を聞く場を設けると書かれています。しかし、この在り方検討委員会は、市が当事者としている中学生や保護者等にはアンケートのみで、直接意見を聞く場も今のところ、検討はこれからその都度していかれるということでしたけれども、答弁が少し統一されていないと思うのですが、市の認識をもう一度伺いたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） たしか、こどもまんなか社会におきましては、子供や若者などから直接意見を聞く場を設けるとともにということで答弁をさせていただいたところでございますが、当該検討委員会におきましては、現時点においては中学生やその保護者の意見についてはアンケートにより聴取する予定としておりますけれども、今後の会議における議論によっては当事者の意見を聞く場面が必要と委員会において判断される場合も想定されますので、そういった場合には当事者に協力要請をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 社会参画を進めるということは、やはり子供や若者の状況やニー

ズをよりの確に把握できると御答弁されていますので、ぜひ直接意見を聞く場を設けていただきたいと思います。

次に、1回目の委員会では高校生のアンケートも実施予定とありましたが、答弁には高校生のアンケートはありませんでした。理由をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） たしか、1回目の検討委員会におきまして、いわゆる2校の現在の在校生にアンケート調査をしたかどうかという意見もあったところでございますけども、今回の検討委員会の設置目的でございますように、地元の子供たちが進学をしたくなるような学校にしていこうということで検討いただいているところでございます。アンケートにつきましては、やはり肯定的な意見や否定的な意見などの様々な結果が想定されるところでございます。現在、市内にある2校につきましては、現に高等学校の運営がなされているところでございまして、現在の高校生に対するアンケート結果が、これから高校進学を控える中学生等の進学先を選択する動機や在校生等のモチベーション等に影響を与える懸念があることから実施しないこととしたものでございます。

ただし、在校生にはしないこととしたところではございますが、高校を卒業して2年を経過し、本年1月に開催した二十歳の集いに参加した方を対象にアンケートを実施することとしたところでございます。

また、今後、市長が竹原高校及び忠海高校の生徒と意見交換をするまちづくりミーティングについても、現在調整をして、行うこととしておりますが、そういった場面を通じて意見をお聞きすることを想定しているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） 市長が自ら竹高、忠高に行かれて、ミーティングで調整されているという答弁でしたので、ぜひこういった高校の中身についても、リアルな高校生の声を聞いていただきたいと思います。

この委員会を2回目から非公開とした理由をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 繰り返しになりますが、当該委員会の目的につきましては、これからの後期中等教育である市内の県立学校のあるべき姿につきまして、設置の在り方や教育内容、魅力の向上策など、地元進学を望む生徒が増える方策を幅広く検討いた

だくものでございます。

そうした中で、委員の皆様により自由闊達な意見を出していただくためには非公開であるほうが望ましいと判断したものであります。

以上です。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 次回からの委員会も非公開で行われるのか伺いたいします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 次回からの委員会ということでございますけども、現状においては非公開で開催したいと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 非公開にした場合は、委員会の内容の説明は公表されないのですか、伺いたいします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） これはまだ非公開ということ、また在校生のアンケートをしないというところでも説明させていただいたところでございますが、検討経過途中でございまして、それを現在公表するということについてはいろいろ課題があるものと考えておりますので、検討結果の取りまとめが終わった後には一定に公表させていただけたらと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2 番村上議員。

2 番（村上まゆ子君） 個人名が出る場合や意思決定に支障が出る可能性がある場合は非公開にするべきだとは思いますが、公開することで透明性が保たれるのではないかと私は思います。非公開にした場合でも、丁寧な説明と委員会での透明性の確保を今後しっかり行っていただきたいと思います。

次に、あと、竹原市において在り方検討委員会をされることは先進的な取組で、ほかにもあまり事例がないため、大変なことだと考えます。だからこそ、各学校の生徒や保護者、現場の先生の意見も伺った上で、中学生のニーズ、高校生のニーズ、保護者のニーズ、教職員のニーズ、それぞれのニーズを明確化して、市としてできることを支援していくべきと私は考えます。

要望書を県に提出されるということでしたけれども、要望書を県に提出されるだけでな

く、市としてできること、支援についても今後考えていく予定はあるのかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、行政を進める上で透明性という部分については大事なことでと考えておりますので、委員会の質疑等については当面は非公表ということではございますけれども、皆さんに報告させていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

また、今回の検討委員会につきましても、地元進学を望む子供たちが増える方策を検討ということでございます。まずは、設置者は県立高校ですので広島県ではございますけれども、検討委員会の中で、教育内容、魅力の向上策、また先ほどの繰り返しにもなりますが、地元進学を望む子供たちが増えるようにいろいろな御意見がいただけるものと考えておりますので、市としてできる施策については、検討会の意見等を踏まえまして検討させていただく必要があるかと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 2番村上議員。

2番（村上まゆ子君） あと三、四回、委員会を開催されるということですので、子供のためということの在り方検討委員会といわれるのであれば、ぜひそこに子供、若者に参画していただき、意見を直接聞いて、よりよい委員会になるように努めていただきたいと強く願います。そのことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大川弘雄君） 以上をもって2番村上まゆ子議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、9月10日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時11分 散会